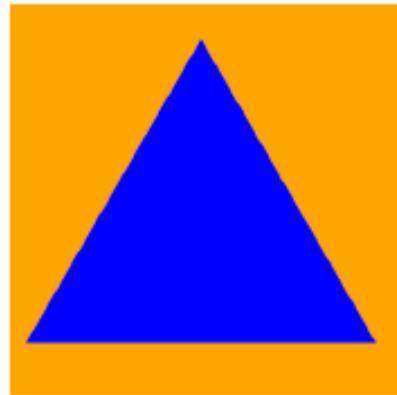


弘前市国民保護計画

資料編

(平成24年変更)



弘前市

目 次

1 関係機関連絡先	1
(1) 指定行政機関	1
(2) 指定地方行政機関	2
(3) 自衛隊	3
(4) 北海道・東北7道県	4
(5) 青森県	4
ア 知事部局	4
イ 青森県教育庁	5
ウ 青森県警察	5
(6) 市町村	6
(7) 消防機関	8
(8) 指定公共機関	9
(9) 指定地方公共機関	10
(10) 警報等通知機関	11
2 避難施設	12
3 通 信	15
(1) 青森県防災情報ネットワーク回線構成図	15
(2) 市の通信等	16
ア 市防災行政用無線（同報系）	16
イ 市防災行政用無線（移動系）	19
ウ 消防無線（弘前地区消防事務組合）	21
エ 水道無線	22
オ 有線放送施設の状況	23
(3) 非常通信ルート	24
4 物資等の備蓄及び調達	25
(1) 備蓄状況	25
(2) 調達先等	26
ア 米穀取扱所	26
イ パン、うどん、弁当等製造所等	26
ウ 被服、寝具、生活必需品	27
エ 応急住宅関係各種団体一覧表	28
オ 石油類大量保有事業所	28
カ 食料・物資集積場所	29
5 消防施設の概要等	30
(1) 消防施設の概要	30
(2) 応急給水用資機材	31
(3) 救助器具	31
(4) NBC災害対応資機材	32
6 輸 送	33
(1) 青森県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧表	33
(2) 輸送力の状況	33
ア 鉄 道	33

イ バ ス	3 4
ウ 貨物自動車（営業用トラック）	3 5
エ 廃棄物収集運搬車両	3 8
(3) 道 路	3 9
ア 緊急輸送道路	3 9
イ 冬期閉鎖路線（青森県）	4 0
(4) 市の保有車両等	4 1
ア 緊急通行車両	4 1
イ 障害物除去に要する機械、器具等の状況	4 1
ウ 弘前市役所車両台数一覧表	4 2
7 主要医療機関等	4 4
(1) 主要医療機関	4 4
(2) 医薬品等及び防疫用薬剤の主な調達先	4 5
ア 医薬品等	4 5
イ 防疫用薬剤	4 6
(3) 赤十字奉仕団の状況	4 7
8 生活関連等施設	4 8
(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(抄)	4 8
(2) 生活関連等施設の安全確保の留意点	4 9
9 火葬場	5 1
10 弘前市町名別人口・世帯数	5 2
11 例規・様式等	5 7
(1) 弘前市国民保護協議会条例	5 7
(2) 弘前市国民保護対策本部及び弘前市緊急対処事態対策本部条例	5 7
(3) 弘前市国民保護協議会委員	5 8
(4) 特殊標章等	5 9
ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抄）	5 9
イ 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（抄）	6 0
(5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分 に係る公用令書等の様式を定める省令	6 6
(6) 安否情報に関する省令等	6 8
ア 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会 及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（抄）	6 8
イ 安否情報の収集及び提供に係る留意事項	7 4
ウ 安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン（抄）	7 7
(7) 火災・災害等即報要領等	7 9
ア 火災・災害等即報要領（抄）	7 9
イ 被災情報の報告様式	8 3
(8) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度 及び方法の基準	8 4
(9) 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方	8 7
(10) 参考法令等一覧	8 8

1 関係機関連絡先

(1) 指定行政機関

(企画課、平成23年4月)

機関名	担当部署	所在地	電話番号(上段) FAX番号(下段)
内閣府	大臣官房 総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-1513 03-3581-3907
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141 03-3581-0744
警察庁	警備局 警備企画課	東京都千代田区霞が関2-1-1	03-3581-0141 03-3581-0744
金融庁	総務企画局 政策課	東京都千代田区霞が関3-2-1	03-3506-6433 03-3506-6011
消費者庁	総務課	東京都千代田区永田町2-11-1	03-3507-8800
総務省	大臣官房 総務課	東京都千代田区霞が関2-1-1	03-5253-5089 03-5253-5093
消防庁	国民保護・防災部防災課 国民保護室	東京都千代田区霞が関2-1-1	03-5253-7550 03-5253-7543
法務省	大臣官房 秘書課広報室	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5396 03-3592-7728
公安調査庁	総務部 総務課	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-2638 03-3592-6605
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	東京都千代田区霞が関2-2-1	03-5501-8059 03-5501-8057
財務省	大臣官房総合政策局 企画官室	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-7934 03-5251-2163
国税庁	長官官房 総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4161 03-3593-0401
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災推進室	東京都千代田区霞が関3-2-2	03-6734-2290 03-6734-3689
文化庁	連絡先は文部科学省と同様	東京都千代田区霞が関3-2-2	03-6734-2290 03-6734-3689
厚生労働省	社会・保護局総務課 災害救助・救援対策室	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3595-2614 03-3595-2303
農林水産省	総合食料局 食料企画課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-7942 03-3591-1648
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-7942 03-3591-1648
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-7942 03-3591-1648
経済産業省	大臣官房 総務課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1327 03-3580-6327
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-2669 03-3580-8426
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1768 03-3501-6801
原子力安全・保安院	企画調整課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1568 03-3501-8490
国土交通省	危機管理室	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8888 03-5253-8891
観光庁	連絡先は国土交通省と同様	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷1	029-864-6900 029-864-1807
気象庁	総務部 総務課	東京都千代田区大手町1-3-4	03-3211-3014 03-3201-0682
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-9822 03-3580-8778
環境省	大臣官房 総務課	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3580-1373 03-3580-2517
防衛省	運用企画局事態対処課 国民保護・災害対策室	東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1	03-3268-3111 03-5229-2136

(2) 指定地方行政機関

(企画課、平成23年4月)

機 関 名	担 当 部 署	所 在 地	電話番号（上段） FAX番号（下段）
東北管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-7181 022-221-2702
東北総合通信局	総務部総務課	仙台市青葉区本町3-2-23	022-221-0603 022-221-0612
東北財務局	総務部総務課	仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1111 022-217-4093
青森財務事務所	総務課	青森市新町2-4-25	017-722-1461 017-722-3177
函館税関	総務部総務課 総務第1係	函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎	0138-40-4213 0138-43-4696
青森税関支署		青森市青柳1-1-2	017-734-0780 017-777-5684
東北厚生局	総務課	仙台市青葉区花京院1-1-20	022-726-9260 022-726-9267
青森労働局	監督課	青森市新町2-4-25	017-734-4112 017-734-5821
東北農政局	企画調整室	仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-0564 022-217-2382
青森地域センター	総務班	青森市本町2-10-4	017-775-2151 017-723-3840
東北森林管理局	企画調整室	秋田市中通5-9-16	018-836-2276 018-836-2031
東北産業経済局	総務企画部 総務課	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-262-3674 022-261-7390
関東東北産業保安監督部 東北支部	管理課	仙台市青葉区本町3-2-23	022-261-3014 022-261-1376
東北地方整備局	企画部 防災課	仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2171 022-224-9410
青森河川国道事務所	計画課	青森市中央3-20-38	017-734-4529 017-722-8581
青森河川国道事務所 藤崎出張所		南津軽郡藤崎町大字藤井字村井36-1	0172-75-3314 0172-75-2864
青森港湾事務所	保全課 防災係	青森市本町3-6-34	017-775-2187 017-775-1396
東北運輸局	総務部総務課 安全防災・危機管理調整官	仙台市宮城野区鉄砲町1	022-791-7504 022-299-8874
東京航空局	総務部 航空保安対策課	東京都千代田区九段南1-1-15	03-5275-9316 03-3288-8915

三沢航空事務所	管理課	三沢市大字三沢字下夕沢 83-197	0176-53-2461 0176-52-6348
仙台管区気象台	総務部総務課 防災調整係	仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎	022-297-8143 022-291-7589
青森地方気象台	防災業務課	青森市花園 1-17-19	017-741-7413 017-741-7577
第二管区海上保安本部	警備救難部 救難課	宮城県塩釜市貞山通 3-4-1	022-363-0111 022-362-9098
青森海上保安部	警備救難課	青森市青柳 1-1-2	017-734-2421 017-777-0910
東北地方環境事務所	総務課	仙台市青葉区本町 3-2-23	022-722-2870 022-722-2872
青森自然保護官事務所		青森市長島 1-3-5	017-721-4148 017-721-4555
東北防衛局	企画部 地方調整課	仙台市宮城野区五輪 1-3-15	022-297-8212 022-293-7674
三沢防衛事務所	業務課	三沢市平畠 1-1-31	0176-53-3116 0176-53-6386

(3) 自衛隊

(企画課、平成 23 年 4 月)

機 関 名	担 当 部 署	所 在 地	電話番号（上段） FAX 番号（下段）
陸上自衛隊 東北方面総監部	防衛部	仙台市宮城野区南目館 1-1	022-231-1111 当直内線 2723
陸上自衛隊 第 9 師団司令部	第 3 部 防衛班	青森市大字浪館字近野 45	017-781-0161 FAX 内線 676
陸上自衛隊 第 3 9 普通科連隊	第 3 科	弘前市大字原ヶ平字山中 18-117	0172-87-2111 FAX 内線 505
海上自衛隊 大湊地方総監部	防衛部	むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 FAX 内線 2557
航空自衛隊 北部航空方面隊司令部	防衛部	三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 当直内線 2204
自衛隊 青森地方協力本部	総務課 企画・涉外班	青森市長島一丁目 3-5	017-776-1594 017-776-1605
自衛隊青森地方協力本部 弘前地域事務所		弘前市大字城東中央三丁目 9-19	0172-27-3871 同上兼用

(4) 北海道・東北7道県

(企画課、平成23年4月)

機関名	担当部署	所在地	電話番号(上段) FAX番号(下段)
北海道	総務部危機対応局参事 危機管理グループ	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5014 011-231-4314
岩手県	総合防災室 防災・危機管理担当	岩手県盛岡市内丸10-1	019-629-5162 019-629-5174
宮城县	総務部 危機対策課	宮城県仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2382 022-211-2398
秋田県	知事公室総合防災課 防災計画・国民保護班	秋田県秋田市山王4-1-1	018-860-4562 018-824-1190
山形県	総務部危機管理室 総合防災課	山形県山形市松波2-8-1	023-630-2671 023-633-4711
福島県	生活環境部 県民安全領域災害対策G	福島県福島市杉妻町2-16	024-521-7641 024-521-7920
新潟県	防災局 危機対策課	新潟県新潟市中央区新光町4-1	025-280-5745 025-281-2979

(5) 青森県

ア 知事部局

(企画課、平成23年4月)

担当部署	所在地	電話番号 (下段:直通)
防災消防課 防災企画・対策グループ	青森市長島一丁目1-1	017-722-1111 017-734-9088
総務学事課 学事振興グループ	同上	017-722-1111 017-734-9869
財産管理課 施設管理グループ	同上	017-722-1111 017-734-9095
企画調整課 総務グループ	同上	017-722-1111 017-734-9127
県民生活文化課 総務企画グループ	同上	017-722-1111 017-734-9205
原子力安全対策課	同上	017-722-1111 017-734-9252
健康福祉政策課 総務グループ	同上	017-722-1111 017-734-9276
商工政策課 総務グループ	同上	017-722-1111 017-734-9365
農林水産政策課 企画調整グループ	同上	017-722-1111 017-734-9457
監理課 総務・企画グループ	同上	017-722-1111 017-734-9635
エネルギー開発振興課 総務・むつ小川原開発グループ	同上	017-722-1111 017-734-9736

会計管理課 総務・管理グループ	同 上	017-722-1111 017-734-9743
東青地域県民局地域連携部	青森市新町二丁目 4-30 県庁北棟 3 階	017-734-9411
中南地域県民局地域連携部	弘前市大字蔵主町 4 弘前合同庁舎	0172-32-1131 0172-32-2401
三八地域県民局地域連携部	八戸市大字尻内町字鴨田 7 八戸合同庁舎	0178-27-5111 0178-27-8161
西北地域県民局地域連携部	五所川原市栄町 10 五所川原合同庁舎	0173-34-2111 0173-34-2174
上北地域県民局地域連携部	十和田市西十二番町 20-12 十和田合同庁舎	0176-22-8111 0176-22-8193
下北地域県民局地域連携部	むつ市中央一丁目 1-8 むつ合同庁舎	0175-22-8581 0175-22-1175

イ 青森県教育庁

(企画課、平成23年4月)

担当部署	所在地	電話番号
教育政策課 総務グループ	青森市新町二丁目 3-1	017-734-9865

ウ 青森県警察

(企画課、平成23年4月)

機関名	担当部署	所在地	電話番号
青森県警察本部	警備第二課警備実施係	青森市新町二丁目 3-1	017-723-4211
弘前警察署	警備課	弘前市大字八幡町三丁目 3-2	0172-32-0111
黒石警察署	警備課	黒石市北美町二丁目 47 の 1	0172-52-2311
五所川原警察署	警備課	五所川原市字栄町 6-1	0173-35-2141
つがる警察署	警備課	つがる市木造千代町 18-1	0173-42-3150
板柳警察署	警備課	北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川 15-50	0172-73-3151
鰺ヶ沢警察署	警備課	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 207	0173-72-2151

(6) 市町村

(企画課、平成23年4月)

機関名	担当部署	所在地	電話番号（上段） FAX番号（下段）
青森市	自治体経営局総務部 総務課危機管理室	青森市中央1-22-5	017-734-1111 017-734-5061
弘前市	企画部 企画課	弘前市大字上白銀町1-1	0172-35-1111 0172-35-7956
八戸市	防災安全推進室	八戸市内丸1-1-1	0178-43-2111 0178-45-0099
黒石市	総務部 総務課	黒石市大字市/町11-1	0172-52-2111 0172-52-6191
五所川原市	総務課	五所川原市字岩木町12	0173-35-2111 0173-35-3617
十和田市	総務課 防災係	十和田市西十二番町6-1	0176-23-5111 0176-22-5173
三沢市	総務課	三沢市桜町1-1-38	0176-53-5111 0176-52-5655
むつ市	総務部 防災調整課	むつ市金谷1-1-1	0175-22-1111 0175-23-5178
つがる市	総務部 総務課	つがる市木造若緑61-1	0173-42-2111 0173-42-3069
平川市	総務課 交通防災係	平川市柏木町藤山25-6	0172-44-1111 0172-44-8619
平内町	総務課	東津軽郡平内町大字小湊字小湊63	017-755-2111 017-755-2145
今別町	総務課	東津軽郡今別町大字今別字今別167	0174-35-2001 0174-35-2298
蓬田村	総務課	東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3	0174-27-2111 0174-27-3255
外ヶ浜町	総務課	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2	0174-31-1111 0174-31-1215
鰺ヶ沢町	総務課	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209-2	0173-72-2111 0173-72-2374
深浦町	総務課	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2	0173-74-2111 0173-74-4415
西目屋村	総務課	中津軽郡西目屋村大字田代字稻元144	0172-85-2111 0172-85-3040
藤崎町	総務課	南津軽郡藤崎町大字西豊田1-1	0172-75-3111 0172-75-2515
大鰐町	総務課	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3	0172-48-2111 0172-47-6742

田舎館村	総務課	南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻 123-1	0172-58-2111 0172-58-4751
板柳町	総務課	北津軽郡板柳町大字板柳字土井 239-3	0172-73-2111 0172-73-2120
鶴田町	総務課	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1	0173-22-2111 0173-22-6007
中泊町	総務課	北津軽郡中泊町大字中里字龜山 434	0173-57-2111 0173-57-3849
野辺地町	総務課	上北郡野辺地町字野辺地 123-1	0175-64-2111 0175-64-9594
七戸町	総務課	上北郡七戸町字森ノ上 131-4	0176-68-2111 0176-68-2804
六戸町	総務課	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 60	0176-55-3111 0176-55-3112
横浜町	総務課	上北郡横浜町字寺下 35	0175-78-2111 0175-78-2118
東北町	総務課	上北郡東北町上北南 4-32-484	0176-56-3111 0176-56-3110
六ヶ所村	企画・防災部門 原子力対策課	上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附 475	0175-72-2111 0175-72-2927
おいらせ町	総務課	上北郡おいらせ町中下田 135-2	0178-56-2111 0178-56-4364
大間町	総務課	下北郡大間町大字大間字大間 104	0175-37-2111 0175-37-2478
東通村	総務課	下北郡東通村大字砂子又字沢内 5-34	0175-27-2111 0175-27-2130
風間浦村	総務課	下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28-5	0175-35-2111 0175-35-2403
佐井村	総務課	下北郡佐井村大字佐井字糠森 20	0175-38-2111 0175-38-2492
三戸町	総務課	三戸郡三戸町大字在府小路町 43	0179-20-1111 0179-20-1102
五戸町	総務課	三戸郡五戸町字古館 21-1	0178-62-2111 0178-62-6317
田子町	総務課	三戸郡田子町大字田子字天神堂平 81	0179-32-3111 0179-32-4294
南部町	総務課	三戸郡南部町大字苦米地字下宿 23-1	0178-84-2111 0178-84-4404
階上町	総務課 総務グループ	三戸郡階上町大字道仏字天当平 1-87	0178-88-2111 0178-88-2117
新郷村	総務課 総務グループ	三戸郡新郷村大字戸来字風呂前 10	0178-78-2111 0178-78-2118

(7) 消防機関

(企画課、消防本部、平成23年4月)

機関名	担当部署	所在地	電話番号(上段) FAX番号(下段)
青森地域広域消防事務組合	消防本部警防課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0854 017-775-1444
弘前地区消防事務組合	消防本部警防課	弘前市大字本町 2-1	0172-32-5103 (32-5101 通信指令課)
			0172-33-9117 (33-0119 通信指令課)
	弘前消防署	弘前市大字本町 2-1	0172-32-5199
	藤代分署	弘前市大字浜の町東三丁目 1-11	0172-34-1317
	西北分署	弘前市大字小友字神原 371-2	0172-93-3310
	西分署	弘前市大字鳥井野字宮本 151	0172-82-3311
	目屋分署	中津軽郡西目屋村大字田代字神田 56	0172-85-3119
	東消防署	弘前市大字城東五丁目 6-11	0172-27-1151
	柳形分署	弘前市大字豊原一丁目 3-9	0172-33-4311
	南分署	南津軽郡大鰐町大字蔵館字金坂 57-1	0172-48-2108
	碇ヶ関分署	平川市碇ヶ関鯨森 67-2	0172-45-2240
	北分署	南津軽郡藤崎町大字水沼字浅田 71-3	0172-75-3333
八戸地域広域市町村圏事務組合	消防本部管理課	八戸市内丸一丁目 1-2	0178-44-2131 0178-44-1196
黒石地区消防事務組合	消防本部警防課	黒石市追子野木一丁目-576	0172-53-1000 0172-53-5444
五所川原地区消防事務組合	消防本部警防課	五所川原市字岩木町 12	0173-35-2019 0173-34-0120
十和田地域広域事務組合	消防本部警防課	十和田市西二番町 7-10	0176-25-4111 0176-25-4117
下北地域広域行政事務組合	消防本部警防課	むつ市小川町二丁目 14-1	0175-22-3819 0175-22-0114
北部上北広域事務組合	消防本部消防課	上北郡野辺地町字狭沢 40-9	0175-64-0650 0175-64-6939
中部上北広域事業組合	消防本部警防課	上北郡七戸町字荒熊内 159-4	0176-62-3142 0176-62-5601
鰺ヶ沢地区消防事務組合	消防本部消防班	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209-2	0173-72-4527 0173-72-3005
三沢市	消防本部警防課	三沢市大字三沢字堀口 17-36	0176-54-4111 0176-54-4278
つがる市	消防本部警防課	つがる市木造赤根 1-1	0173-42-2105 0173-42-2349
平川市	消防本部警防課	平川市平田森前田 331	0172-44-3122 0172-44-8684
板柳町	消防本部庶務係	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井 70	0172-73-2339 0172-73-5079

(8) 指定公共機関

(企画課、平成23年4月)

機 関 名	担 当 部 署	所 在 地	電話番号(上段) FAX番号(下段)
(独) 国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21	03-5712-5050 03-5712-5081
(独) 日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター	むつ事業所 保安管理課	むつ市大字関根字北関根400	0175-23-4211 0175-45-1119
日本銀行青森支店	総務課	青森市中央1-11-1	017-734-2151 017-731-1300
日本赤十字社青森支部	事業推進課	青森市長島1-3-1	017-722-2011 017-735-3502
日本放送協会青森放送局	放送部	青森市松原2-1-1	017-774-5111 017-774-2636
東日本高速道路株式会社 東北支社青森管理事務所	工務	青森市岩渡字熊沢250-259	017-782-1431 017-782-1422
日本貨物鉄道株式会社	総務部 総務グループ	東京都千代田区飯田橋3-13-1	03-3239-9126 03-3239-9130
郵政事業株式会社青森西支店	総務課	青森市石江字岡部48-1	017-781-0600 017-781-1691
東日本電信電話株式会社 青森支店	設備部 設備運営・災害対策担当	青森市堤町2-6-27	017-774-9550 017-732-5828
東北電力株式会社青森支店	企画管理部門 企画・総務グループ	青森市港町2-12-19	017-742-2191 017-744-2145
電源開発株式会社 大間原子力建設準備事務所	総務グループ	下北郡大間町大字奥戸小奥戸281	0175-37-2125 0175-37-4079
J R バス東北株式会社 青森支店		青森市安方1-3-29	017-723-1621 017-773-3602
佐川急便株式会社	労務運行管理部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68	075-691-6500 075-681-2349
西濃運輸株式会社青森支店	支店長	青森市野内字菊川27-1	017-726-3311 017-726-3307
日本通運株式会社青森支店	作業管理課	青森市新町1-1-8	017-723-1211 017-773-4042
ヤマト運輸株式会社 青森主管支店	人事総務課	青森市野木字野尻37-684	017-739-1278 017-739-9487
株式会社 日本航空インターナショナル	経営企画室	東京都品川区東品川2-4-11	03-5769-6032 03-5769-6482
東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社青森支店	総務課	青森市柳川1-1-1	017-734-6734 017-776-1264
N T T コミュニケーションズ 株式会社	統合ネットワーク部 (危機管理)	東京都千代田区内幸町2-1-1	03-5202-9909 03-3500-0900
K D D I 株式会社東北総支社	管理部	仙台市青葉区本町2-15-1 ルナール仙台13階	022-262-0698 022-262-4633
ソフトバンクテレコム株式会社	総務部 国民保護担当	東京都港区東新橋1-9-1	03-6888-8000 03-6215-5653
株式会社N T T ドコモ東北支社	災害対策室	仙台市青葉区上杉1-1-2 ドコモ東北ビル	022-752-5324 022-752-5380
ソフトバンクモバイル株式会社	総務部 B C P 推進課	東京都港区東新橋1-9-1	03-6889-6304 03-6889-6603
東日本フェリー株式会社	業務部管理精算課	北海道函館市港町3-19-2	0138-62-3553 0138-62-3559

(9) 指定地方公共機関

(企画課、平成23年4月)

機関名	担当部署	所在地	電話番号(上段) FAX番号(下段)
社団法人青森県医師会	業務三課	青森市新町2-8-21	017-723-1911 017-773-3273
青森ガス株式会社	総務部	青森市港町3-5-33	017-741-7241 017-742-4765
八戸ガス株式会社	総務部総務課	八戸市沼館3-6-48	0178-43-3165 0178-45-9287
弘前ガス株式会社	総務課	弘前市大字松ヶ枝1-2-1	0172-27-9100 0172-27-9200
十和田ガス株式会社	供給部	十和田市赤沼字下平577	0176-23-3591 0176-22-8873
五所川原ガス株式会社	総務課	五所川原市唐笠柳字藤巻611	0173-34-3432 0173-34-5777
黒石ガス株式会社	総務課	黒石市八甲74-1	0172-52-2131 0173-52-2133
十和田観光電鉄株式会社	管理部総務課	十和田市稻生町17-3	0176-23-3131 0176-23-6153
弘南鉄道株式会社	総務部総務課	平川市本町北柳田23-5	0172-44-3136 0172-44-7567
津軽鉄道株式会社	運輸課	五所川原市大町39	0173-34-2148 0173-34-2149
青い森鉄道株式会社	総務企画課	八戸市長苗代字上龜小谷地9	0178-21-3131 0178-21-3133
南部バス株式会社	営業部営業課	八戸市堤川字二ツ屋6-79	0178-44-5151 0178-22-0811
下北交通株式会社	業務本部	むつ市金曲1-8-12	0175-23-3111 0175-23-4682
弘南バス株式会社	社長室	弘前市大字藤野2-3-6	0172-32-2241 0172-32-3558
青森放送株式会社	報道制作局 報道制作部	青森市松森1-8-1	017-743-1234 017-743-7974
株式会社青森テレビ	報道部	青森市松森1-4-8	017-741-2234 017-742-3699
青森朝日放送株式会社	報道制作局 報道制作部	青森市荒川字柴田125-1	017-762-1111 017-739-5992
株式会社エフエム青森	放送部	青森市堤町2-7-19	017-735-1181 017-735-1186
社団法人青森県エルピーガス協会		青森市本町2-4-10	017-775-2731 017-732-3630
社団法人青森県トラック協会	適正化事業部	青森市荒川字品川111-3	017-729-2000 017-729-2266
青森県道路公社	総務部庶務課	青森市新町2-4-1	017-723-1625 017-773-4965

(10) 警報等通知機関

(企画課、平成23年4月)

機 関 等	連 絡 先	電話番号	F A X 番号
消防団	弘前地区消防事務組合警防課	32-5103	33-9117
町会	弘前市町会連合会事務局（市役所内）	35-1111(内線346)	
社会福祉協議会	弘前市社会福祉協議会	33-1161	33-1163
農業協同組合	つがる弘前農業協同組合本店	28-1111	28-3699
	津軽みらい農業協同組合石川支店	92-3311	92-3000
	相馬村農業協同組合本所	84-3215	84-3497
農業委員会	弘前市農業委員会	82-1638	-
森林組合	弘前地方森林組合	28-3305	28-3307
商工会議所	弘前商工会議所	33-4111	35-1877
商工会	岩木町商工会	82-3325	82-3315
	相馬村商工会	84-3279	84-2174
青年会議所	弘前青年会議所	34-4458	34-4497
病院	弘前市医師会事務局	32-2371～2	32-2137
鉄道駅	東日本旅客鉄道株式会社青森支店総務課	017-734-6734	017-776-1264
	弘南鉄道株式会社総務部総務課	44-3136	44-7567
小・中学校	弘前市教育委員会学務課	82-1640	82-2313
高等学校等	県教育委員会学校施設課	017-734-9876	017-734-8268
	弘前高等技術専門学校	32-2713	35-5104
	弘前高等学校	32-0251	32-3227
	弘前中央高等学校	35-5000	32-1659
	弘前南高等学校	88-2231	88-2232
	岩木高等学校	32-6459	33-7477
	弘前工業高等学校	32-6241	32-6242
	弘前実業高等学校	32-7151	37-2935
	弘前聾学校	87-2171	87-3572
	弘前第一養護学校	96-2222	96-2221
	弘前第二養護学校	97-2511	97-2511
	東奥義塾高等学校	92-4111	92-4116
	弘前東高等学校	27-6487	28-0624
	弘前学院聖愛高等学校	87-1411	87-1413
大学・短大	柴田女子高等学校	32-0135	32-9456
	弘前大学総務課	39-3009	37-6594
	弘前学院大学	34-5211	32-8768
	東北女子大学	33-2289	33-2486
	東北女子短期大学	32-6151	32-6153
自衛隊	弘前福祉短期大学	27-1001	27-1023
	弘前市教育委員会	教育総務課	82-1639
	弘前市立病院	総務課	34-3211
	弘前地区消防事務組合	警防課	32-5103
	弘前警察署	警備課	32-0111
	陸上自衛隊第39普通科連隊	第3科	87-2111
	自衛隊青森地方協力本部	総務課	017-776-1594
自主防災組織	和徳町大通り町会自主防災組織		個人電話
	大清水自主防災組織		個人電話
	早稲田中央町会防災コミュニティ		個人電話
	常盤野町会防災コミュニティ		個人電話
	槌子自主防災会		個人電話
	藍内町会自主防災会		個人電話
	沢田町会自主防災会		個人電話
備 考	1 必要に応じ上記以外の機関・施設等にも隨時連絡する。 2 小・中学校等の細部は、「2 避難施設」(P12) 参照		

2 避難施設

(企画課、平成23年4月)

施設名称	所在地(弘前市)	管理者名、担当課等	電話番号
青森県立弘前高等技術専門校	大字緑ヶ丘一丁目9番地1	青森県知事、労政・能力開発課	017-734-9396
青森県立弘前高等学校	大字新寺町1番地1	青森県教育委員会、学校施設課	017-734-9876
青森県立弘前中央高等学校	大字蔵主町7番地1	青森県教育委員会、学校施設課	017-734-9876
青森県立弘前南高等学校	大字大開四丁目1番地1	青森県教育委員会、学校施設課	017-734-9876
青森県立岩木高等学校	大字駒越字村元75番地1	青森県教育委員会、学校施設課	017-734-9876
青森県立弘前工業高等学校	大字馬屋町6番地2	青森県教育委員会、学校施設課	017-734-9876
青森県立弘前実業高等学校	大字中野三丁目6番地10	青森県教育委員会、学校施設課	017-734-9876
青森県立弘前聾学校	大字原ヶ平三丁目3番地1	青森県教育委員会、学校施設課	017-734-9876
青森県立弘前第一養護学校	大字中別所字平山140番地	青森県教育委員会、学校施設課	017-734-9876
青森県立弘前第二養護学校	大字中別所字向野227番地	青森県教育委員会、学校施設課	017-734-9876
青森県武道館	大字豊田二丁目3番地	青森県教育委員会、スポーツ健康課	017-734-9906
弘前市立朝陽小学校	大字在府町36番地	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立大成小学校	大字御幸町13番地1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立西小学校	大字茜町三丁目2番地1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立城西小学校	大字新町236番地1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立第二中学校	大字平岡町72番地	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立致遠小学校	大字浜の町北一丁目7番地1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立和徳小学校	大字代官町107番地3	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立第一中学校	大字和徳町363番地13	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立時敏小学校	大字宮園一丁目5番地1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立北小学校	大字青山三丁目15番地1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立第三大成小学校	大字富田町47番地	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立第三中学校	大字豊原一丁目3番地3	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立文京小学校	大字中野一丁目1番地1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立松原小学校	大字松原東二丁目17番地	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立桔梗野小学校	大字桔梗野二丁目21番地	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立第四中学校	大字樹木五丁目2番地6	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立城東小学校	大字大久保字西田105番地40	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立小沢小学校	大字大開二丁目5番地1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立青柳小学校	大字悪戸字村元7番地2	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640

弘前市立福村小学校	大字福村一丁目 1 番地 1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立豊田小学校	大字豊田一丁目 4 番地 1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立東小学校	大字城東中央五丁目 6 番地 1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立東中学校	大字末広三丁目 2 番地 1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立堀越小学校	大字門外一丁目 3 番地 3	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立第五中学校	大字川先二丁目 4 番地 1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立千年小学校	大字小栗山字川合 119 番地 7	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立南中学校	大字原ヶ平字山中 20 番地 13	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立大和沢小学校	大字狼森字天王 12 番地 1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立三省小学校	大字中崎字野脇 142 番地 2	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市東目屋ふれあいセンター	大字中野字中豊田 20 番地	弘前市教育委員会、東目屋公民館	0172-86-2112
弘前市立船沢小学校	大字細越字早稲田 42 番地	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立弥生小学校	大字弥生字弥生平 580 番地	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立高杉小学校	大字高杉字神原 7 番地 1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立北辰中学校	大字高杉字五反田 191 番地	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立自得小学校	大字鬼沢字菖蒲沢 109 番地 4	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立草薙小学校	大字大森字田浦 12 番地 1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立新和小学校	大字青女子字桜苑 292 番地 4	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立新和中学校	大字種市字小島 57 番地 2	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立三和小学校	大字三和字川合 251 番地 2	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立小友小学校	大字小友字宇田野 1140 番地	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立石川中学校	大字石川字庄司川添 19 番地 1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立石川小学校	大字石川字庄司川添 19 番地 1	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立觀光館	大字下白銀町 2 番地 1	弘前市長、観光物産課	0172-35-1111
弘前市立相馬小学校	大字黒滝字二ノ松本 2 番地 4	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立相馬中学校	大字紙漉沢字山越 48 番地	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
相馬ふれあい館	大字相馬字八反田 25 番地	弘前市教育委員会、中央公民館相馬館	0172-84-2316
湯口公民館	大字湯口字二ノ安田 70 番地	湯口町会	-
弘前市立岩木小学校	大字五代字前田 451 番地	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立常盤野小学校・中学校	大字常盤野字湯の沢 45 番地 4	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
弘前市立津軽中学校	大字五代字早稲田 478 番地	弘前市教育委員会、学務課	0172-82-1640
大浦保育所	大字賀田二丁目 7 番地 2	弘前市長、子育て支援課	0172-35-1131

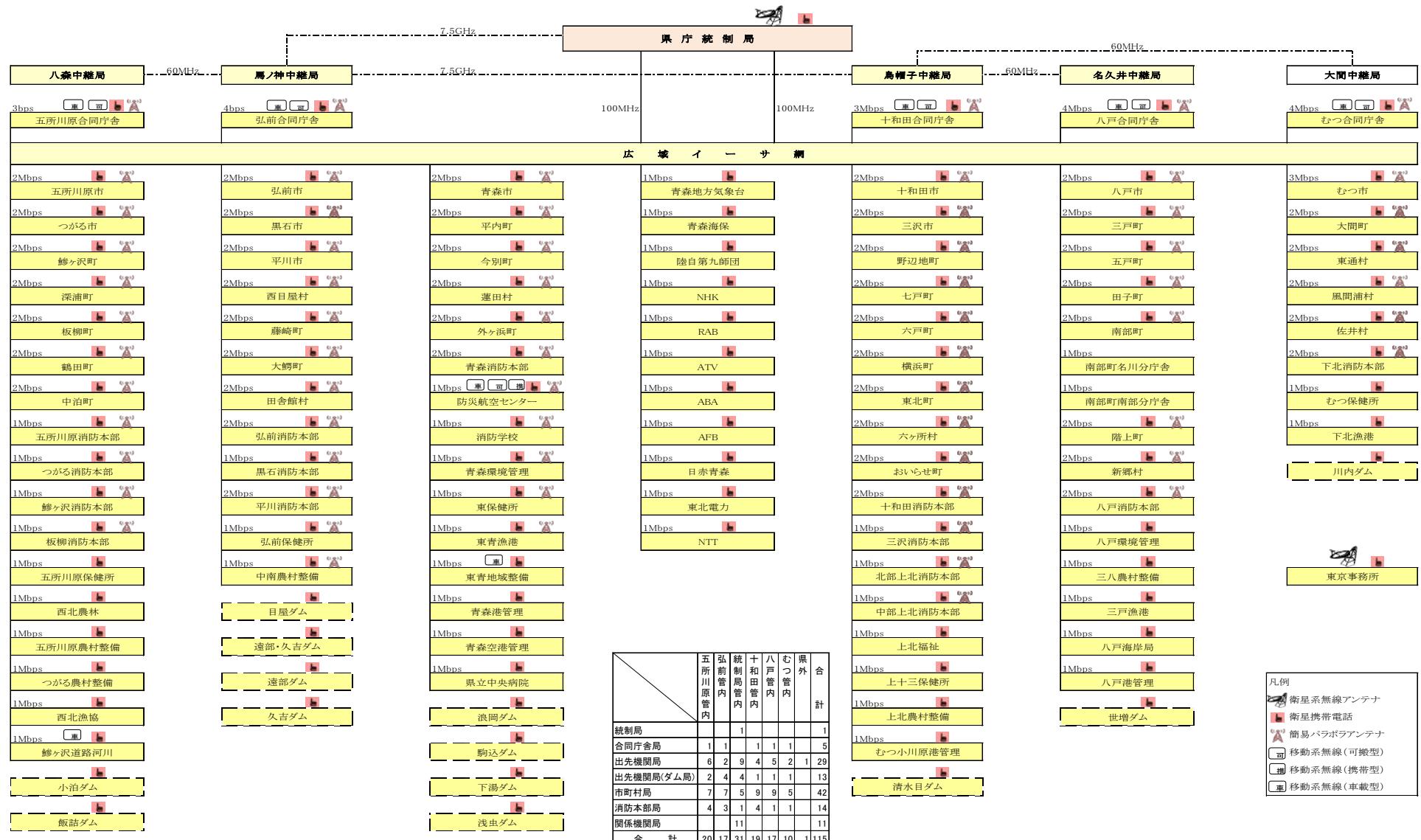
鳥井野保育所	大字鳥井野字長田 39 番地 3	弘前市長、子育て支援課	0172-35-1131
百沢保育所	大字百沢字寺沢 88 番地 2	弘前市長、子育て支援課	0172-35-1131
中央公民館岩木館	大字賀田一丁目 18 番地 3	弘前市教育委員会、中央公民館岩木館	0172-82-3214
岩木B & G海洋センター	大字兼平字猿沢 32 番地 11	弘前市教育委員会、保健体育課	0172-82-1643
岩木文化センター	大字賀田一丁目 18 番地 4	弘前市長、市民生活課	0172-82-3214
駒越会館	大字駒越字村元 69 番地 2	駒越町会	—
真土多目的集会所	大字真土字苅田 59 番地 1	真土町会	0172-82-4601
龍ノ口研修館	大字龍ノ口字村元 256 番地 2	龍ノ口町会	0172-82-4707
鳥井野多目的集会所	大字鳥井野字長田 50 番地 8	鳥井野町会	0172-82-2962
如来瀬コミュニティセンター	大字如来瀬字種本 54 番地 3	如来瀬町会	—
兼平公民館	大字兼平字富田 72 番地	兼平町会	—
一町田多目的集会所	大字一町田字村元 559 番地 3	一町田町会	—
熊嶋多目的集会所	大字熊嶋字豊田 208 番地	熊嶋町会	—
高屋公民館	大字高屋字本宮 493 番地	高屋町会	—
賀田公民館	大字賀田一丁目 20 番地 6	賀田町会	0172-82-3325
八幡多目的集会所	大字八幡字北原 43 番地 1	八幡町会	—
愛宕多目的集会所	大字愛宕字山下 42 番地 1	愛宕町会	—
鼻和多目的集会所	大字鼻和字平岡 22 番地 3	鼻和町会	—
五代多目的集会所	大字五代字沼田 136 番地	五代町会	0172-82-2964
宮地研修館	大字宮地字宮本 150 番地 6	宮地町会	0172-82-4717
新岡公民館	大字新岡字山本 15 番地 1	新岡町会	—
葛原健康増進センター	大字葛原字大柳 122 番地 3	葛原町会	—
新法師会館	大字新法師字稔 172 番地 4	新法師町会	—
高岡担い手センター	大字高岡字神馬野 87 番地 1	高岡町会	—
嶽さわやかホール	大字常盤野字湯の沢 45 番地 24	弘前市長、市民生活課	0172-35-1111
上弥生集会所	大字百沢字東岩木山 876 番地 1	上弥生町会	—
杉山集会所	大字百沢字東岩木山 141 番地 4	杉山町会	—
昂地区集会所	大字昂 5 番地 2	弘前市長、市民生活課	0172-35-1111

備考 施設名称の記載順序は、「青森県避難施設一覧」の整理番号順序による。

3 通信

(1) 青森県防災情報ネットワーク回線構成図

(企画課、平成23年4月)



(2) 市の通信等

ア 市防災行政用無線（同報系）

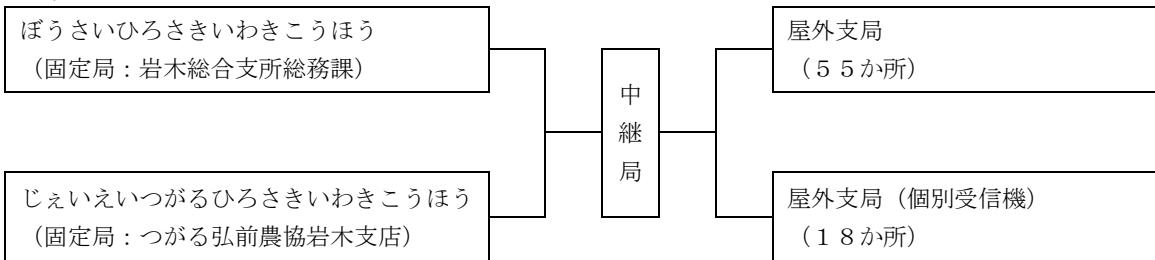
(ア) 市有無線設備

(企画課、平成23年4月)

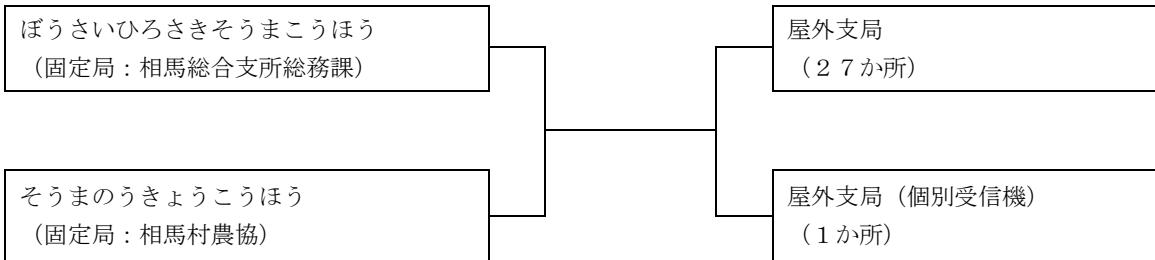
所 属	局種別	呼出名称 (呼出符号)	電波の形式、周波数、空中線電力			設置場所
			形式	周波数	電力	
弘 前 市	固定局	ぼうさいひろさきいわきこうほう	F3E	68.595MHZ	10W	岩木総合支所総務課
	固定局	じえいえいつがるひろさきいわきこうほう	F3E	68.595MHZ	10W	つがる弘前農協岩木支店
	固定局	ぼうさいひろさきそうまこうほう	F3E	69.750MHZ	10W	相馬総合支所総務課
	固定局	そうまのうきょうこうほう	F3E	69.750MHZ	10W	相馬村農協本店

(イ) 通信系統図

a ぼうさいひろさきいわき



b ぼうさいひろさきそうま



備考 「じえいえいつがるひろさきいわきこうほう」と「そうまのうきょうこうほう」は、遠隔制御局である。

(ウ) 受信設備の設置場所

a ぼうさいひろさきいわきこうほう

No	局名	グループ番号	個別番号	設置場所	設置地区
0	支所	1 0	1 0 0	弘前市大字賀田一丁目	賀田
1	駒越 1	1 1	1 0 1	弘前市大字駒越字高田	駒越
2	駒越 2	1 1	1 0 2	弘前市大字駒越字村元	駒越
3	熊嶋	1 2	1 0 3	弘前市大字熊嶋字龜田	熊嶋
4	高屋 1	1 3	1 0 4	弘前市大字横町字豊田	高屋
5	高屋 2	1 3	1 0 5	弘前市大字高屋字安田	高屋
6	八幡	1 4	1 0 6	弘前市大字八幡字岸野田	八幡
7	深山	1 5	1 0 7	弘前市大字一町田字村元	一町田
8	二本木	1 5	1 0 8	弘前市大字一町田字浅井	一町田
9	五代	1 6	1 0 9	弘前市大字五代字沼田	五代
10	真土	1 7	1 1 0	弘前市大字真土字刈田	真土
11	龍ノ口	1 8	1 1 1	弘前市大字龍ノ口字村元	龍ノ口
12	馬子橋	1 9	1 1 2	弘前市大字宮地字沢田	宮地
13	宮地	1 6	1 1 3	弘前市大字宮地字川添	宮地
14	蔵王	2 0	1 1 4	弘前市大字五代字山本	五代
15	兼平	2 0	1 1 5	弘前市大字兼平字林元	兼平
16	高館	1 6	1 1 6	弘前市大字五代字従弟沢	五代
17	大清水	2 1	1 1 7	弘前市大字鳥井野字長田	鳥井野
18	鳥井野	2 1	1 1 8	弘前市大字鳥井野字長田	鳥井野
19	如来瀬	2 2	1 1 9	弘前市大字如来瀬字種本	如来瀬
20	大久保	2 2	1 2 0	弘前市大字如来瀬字大久保平	如来瀬
21	新法師	2 3	1 2 1	弘前市大字新法師字稔	新法師
22	奥新法師	2 3	1 2 2	弘前市大字新法師字泉	新法師
23	高岡	2 4	1 2 3	弘前市大字高岡字獅子沢	高岡
24	百沢	2 5	1 2 4	弘前市大字百沢字寺沢	百沢
25	小松野	2 5	1 2 5	弘前市大字百沢字笛平	百沢
26	三本柳	2 5	1 2 6	弘前市大字百沢字三本柳	百沢
27	小森山	2 5	1 2 7	弘前市大字百沢字東岩木山	百沢
28	常盤野入口	2 6	1 2 8	弘前市大字百沢字裾野	常盤野
29	常盤野	2 6	1 2 9	弘前市大字常盤野字湯の沢	常盤野
30	瑞穂	2 6	1 3 0	弘前市大字常盤野字上黒沢	常盤野
31	湯段	2 6	1 3 1	弘前市大字常盤野字湯段范	常盤野
32	枯木平 1	2 6	1 3 2	弘前市大字常盤野字上黒沢	常盤野
33	鼻和	2 7	1 3 3	弘前市大字鼻和字西田	鼻和
34	植田	2 8	1 3 4	弘前市大字愛宕字山下	愛宕
35	新岡	2 9	1 3 5	弘前市大字新岡字山本	新岡
36	葛原	3 0	1 3 6	弘前市大字葛原字大柳	葛原
37	上弥生	3 1	1 3 7	弘前市大字百沢字東岩木山	上弥生
38	杉山	3 2	1 3 8	弘前市大字百沢字東岩木山	杉山
39	高館 2	1 6	1 3 9	弘前市大字五代字従弟沢	五代
40	兼平山	1 6	1 4 0	弘前市大字兼平字石山添	五代
41	奥新法師 2	2 3	1 4 1	弘前市大字新法師字泉	新法師
42	根の山	3 3	1 4 2	弘前市大字百沢字山田	総合公園
43	総合公園	3 3	1 4 3	弘前市大字百沢字裾野	総合公園
44	地蔵茶屋	2 6	1 4 4	弘前市大字百沢字裾野	常盤野
45	枯木平 2	3 3	1 4 5	弘前市大字常盤野字上黒沢	総合公園
46	森山	3 4	1 4 6	弘前市大字百沢字裾野	東岩木山
47	茂山	2 9	1 4 7	弘前市大字新岡字薬師	新岡
48	新岡 2	3 4	1 4 8	弘前市大字新岡字片付	東岩木山
49	新岡 3	3 4	1 4 9	弘前市大字新岡字片付	東岩木山
50	東岩木山	3 4	1 5 0	弘前市大字百沢字東岩木山	東岩木山
51	高岡 2	3 4	1 5 1	弘前市大字百沢字東岩木山	東岩木山
52	平和	3 2	1 5 2	弘前市大字百沢字東岩木山	杉山
53	杉山 2	3 2	1 5 3	弘前市大字百沢字東岩木山	杉山
54	上弥生 2	3 1	1 5 4	弘前市大字百沢字東岩木山	上弥生

b ぼうさいひろさきそうまこうほう

No	局名	個別番号	設置場所	設置地区
0	支所	100	弘前市大字五所字野沢 41-1	五所
1	湯口	101	弘前市大字湯口字一ノ安 21-3	湯口
2	黒滝	102	弘前市大字黒滝字一ノ川瀬 17	黒滝
3	水木在家	103	弘前市大字水木在家字桜井 81-1	水木在家
4	桜井	104	弘前市大字水木在家字桜井 161-1	桜井
5	前相馬	105	弘前市大字相馬字夏川 17 地先	前相馬
6	桐ノ木沢 1	106	弘前市大字相馬字薬師堂下 34-4	桐ノ木沢
7	桐ノ木沢 2	107	弘前市大字相馬字羽根山 36-1	桐ノ木沢
8	立石	108	弘前市大字藍内字立石 31	立石
9	藍内	109	弘前市大字藍内字富田 70-4	藍内
10	相馬	110	弘前市大字相馬字一丁木 58	相馬
11	山田	111	弘前市大字相馬字山田 42	山田
12	大助	112	弘前市大字大助字野田 21	大助
13	沢田	113	弘前市大字沢田字園村 18-2	沢田
14	藤沢	114	弘前市大字藤沢字野田 47-1	藤沢
15	坂市	115	弘前市大字坂市字龜田 102-2 地先	坂市
16	紙漉沢 1	116	弘前市大字紙漉沢字山越 164-2	紙漉沢
17	紙漉沢 2	117	弘前市大字紙漉沢字山越 19-1	紙漉沢
18	果樹 1	118	弘前市大字湯口字一ノ下り山 156	湯口
19	果樹 2	119	弘前市大字湯口字一ノ下り山 87-436	湯口
20	果樹 3	120	弘前市大字相馬字野脇 114-586	相馬
21	果樹 4	121	弘前市大字相馬字竜ヶ平 276-1	相馬
22	果樹 5	122	弘前市大字相馬字竜ヶ平 214-88	相馬
23	果樹 6	123	弘前市大字藤沢字野田 204-24	藤沢
24	果樹 7	124	弘前市大字坂市字坂市沢 292-3	坂市
25	果樹 8	125	弘前市大字紙漉沢字山越 417-5	紙漉沢
26	果樹 9	126	弘前市大字水木在家字岩浪沢 4-79	水木在家
27	果樹 10	127	弘前市大字大助字滝ノ口 125-398	大助

(エ) 戸別受信機器の設置場所

a ぼうさいひろさきいわきこうほう

No	局名	グループ番号	個別番号	台数	備考
1	岩木庁舎2階	—	—	1	モニター受信機
2	岩木庁舎1階	—	—	1	モニター受信機
3	中央公民館岩木館	10	102	1	
4	保健福祉センター	10	103	1	
5	いわき荘	25	104	1	
6	岩木山総合公園	25	105	1	
7	岩木B&G海洋センター	20	106	1	
8	岩木小	16	107	1	
9	百沢小	25	108	1	
10	常盤野小中	26	109	1	
11	津軽中	10	110	1	
12	岩木高校	11	111	1	
13	真土保育園	17	113	1	
14	鳥井野保育所	21	114	1	
15	大浦保育所	10	115	1	
16	岳陽保育園	19	116	1	
17	百沢保育所	25	117	1	
18	常盤野保育所	26	118	1	

b ぼうさいひろさきそうまこうほう

No	局名	グループ番号	個別番号	台数	備考
1	ロマントピア	—	—	1	

イ 市防災行政用無線（移動系）

(企画課 平成23年4月)

所属	局種別	設置基数	出 力	呼出名称（呼出符号）	設置場所（電話番号） 移動系（ML）の配属
弘 前 市	基地局	1 基		—	土木課
	統 制 制御器	1 基	10W	ぼうさいひろさき	企画課 (35-1111内線267)
	制御器	2 基	10W	ぼうさいひろさきいじか ぼうさいひろさきどばくか	道路維持課（同上内線451） 土木課（同上内線460）
	車載局	15基	10W	ぼうさいひろさき 1	管財課 プレマシー
				ぼうさいひろさき 2	道路維持課 エクストレイル
				ぼうさいひろさき 3	道路維持課 フォレスター
				ぼうさいひろさき 4	農村整備課 エスクード
				ぼうさいひろさき 5	道路維持課 作業車
				ぼうさいひろさき 6	道路維持課 作業車
				ぼうさいひろさき 7	土木課 フォレスター
				ぼうさいひろさき 12	道路維持課 アベニール
				ぼうさいひろさき 13	農村整備課 フォレスター
				ぼうさいひろさき 14	管財課 エルグランド
				ぼうさいひろさき 22	土木課 エスクード
				ぼうさいひろさき 24	下水道施設課 ラントクラーザー
				ぼうさいひろさき 25	土木課 C R - V
				ぼうさいひろさき 26	文化財保護課 カローラワゴン
				ぼうさいひろさき 29	道路維持課 フォレスター
	可搬局	14基	10W	ぼうさいひろさき 8	企画課
				ぼうさいひろさき 9	新和出張所
				ぼうさいひろさき 10	裾野出張所
				ぼうさいひろさき 11	東日屋出張所
				ぼうさいひろさき 15	消防本部
				ぼうさいひろさき 16	石川出張所
				ぼうさいひろさき 17	船沢出張所
				ぼうさいひろさき 18	健康推進課
				ぼうさいひろさき 19	高杉出張所
				ぼうさいひろさき 20	上下水道部
				ぼうさいひろさき 21	市立病院
				ぼうさいひろさき 23	教育研究所
				ぼうさいひろさき 27	農村整備課
				ぼうさいひろさき 28	環境保全課
	携帯局	13基	5W	ぼうさいひろさき 50	企画課
				ぼうさいひろさき 51	企画課
				ぼうさいひろさき 52	企画課
				ぼうさいひろさき 53	企画課
				ぼうさいひろさき 54	農村整備課
				ぼうさいひろさき 55	農村整備課
				ぼうさいひろさき 56	農村整備課
				ぼうさいひろさき 57	農村整備課
				ぼうさいひろさき 58	下水道施設課
				ぼうさいひろさき 59	下水道施設課
				ぼうさいひろさき 60	道路維持課
				ぼうさいひろさき 61	道路維持課
				ぼうさいひろさき 62	道路維持課

所属	局種別	設置基数	出 力	呼出名称(呼出符号)	設置場所(電話番号) 移動系(M.L.)の配属
弘 前 市	基地局	1基	10W	ぼうさいひろさきいわき	岩木総合支所総務課 (82-3111)
	車載局	22基	10W	ぼうさいひろさき 101	相馬総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 102	上下水道部上水道施設課 タウンボックス
				ぼうさいひろさき 103	岩木総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 104	岩木総合支所総務課 C R - V
				ぼうさいひろさき 105	福祉総務課 ポンゴ
				ぼうさいひろさき 106	市民生活課 カルディナ
				ぼうさいひろさき 107	道路維持課 ハイラックス
				ぼうさいひろさき 108	岩木総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 109	岩木総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 110	道路維持課 ショベルローダー
				ぼうさいひろさき 111	道路維持課 ローラー除雪車
				ぼうさいひろさき 112	道路維持課 クレーターダー
				ぼうさいひろさき 113	道路維持課 ショベルローダー
				ぼうさいひろさき 114	道路維持課 小型除雪車
				ぼうさいひろさき 115	道路維持課 融雪剤散布車
				ぼうさいひろさき 116	岩木総合支所総務課
			5W	ぼうさいひろさき 118	道路維持課 ヒノ(ダンブ)
				ぼうさいひろさき 119	道路維持課 C R - V
				ぼうさいひろさき 120	岩木総合支所民生課 タウンエース
				ぼうさいひろさき 127	道路維持課 キャンター(ダンブ)
				ぼうさいひろさき 128	道路維持課 ラントクラーザー
				ぼうさいひろさき 129	文化財保護課 カムリクラシア
	携帯局	6基	5W	ぼうさいひろさき 121	岩木総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 122	岩木総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 123	岩木総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 124	岩木総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 125	岩木総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 126	岩木総合支所総務課
	可搬局	1基	10W	ぼうさいひろさき 117	岩木総合支所総務課
	基地局	1基	10W	ぼうさいひろさきそうま	相馬総合支所総務課 (84-2111)
	車載局	6基	10W	ぼうさいひろさき 201	相馬総合支所総務課 パジェロ
				ぼうさいひろさき 202	相馬総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 203	道路維持課 オルティア
				ぼうさいひろさき 204	相馬総合支所総務課 アトラス
				ぼうさいひろさき 205	相馬総合支所総務課 レガシー
				ぼうさいひろさき 212	観光物産課 ポンゴフレンディ
	携帯局	6基	5W	ぼうさいひろさき 206	相馬総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 207	相馬総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 208	相馬総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 209	相馬総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 210	相馬総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 211	相馬総合支所総務課

ウ 消防無線（弘前地区消防事務組合）

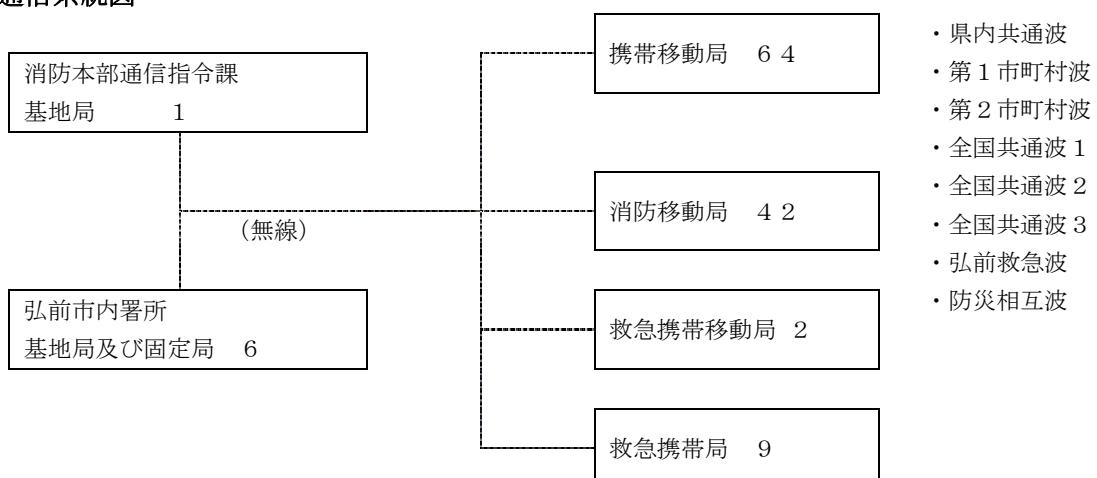
(消防本部、平成23年4月)

(ア) 無線設備

局種別	局 数	設置・保管場所	出 力			
			携帯移動局		消防移動局	
			携帶用移動局	可 搬	車 載	
			1 W	5 W	10 W	10 W
基地局	1 局	消防本部通信指令課				
基地局 及 び 固定局	1 局	弘前消防署藤代分署				
	1 局	弘前消防署西北分署				
	1 局	弘前消防署西分署				
	1 局	弘前消防署目屋分署				
	1 局	東消防署				
	1 局	東消防署舟形分署				
消 防 移動局	106局	消防本部通信指令課	2	18	11	5
		弘前消防署	2	6	1	6
		弘前消防署藤代分署	1	3		2
		弘前消防署西北分署	2	3		2
		弘前消防署西分署	1	4		2
		弘前消防署目屋分署	3	2		2
		東消防署	3	7	1	5
		東消防署舟形分署	2	3		4
		弘前市消防団		1		1
		弘前市役所		1		
			16	48	13	29

局種別	局 数	設置・保管場所	救急携帯移動局			救急移動局
			1 W	5 W	10 W	
救 急 移動局	11局	消防本部通信指令課	1		1	
		弘前消防署				1
		弘前消防署藤代分署				1
		弘前消防署西北分署				2
		弘前消防署西分署				1
		弘前消防署目屋分署				1
		東消防署				2
		東消防署舟形分署				1
			1		1	9

(イ) 通信系統図



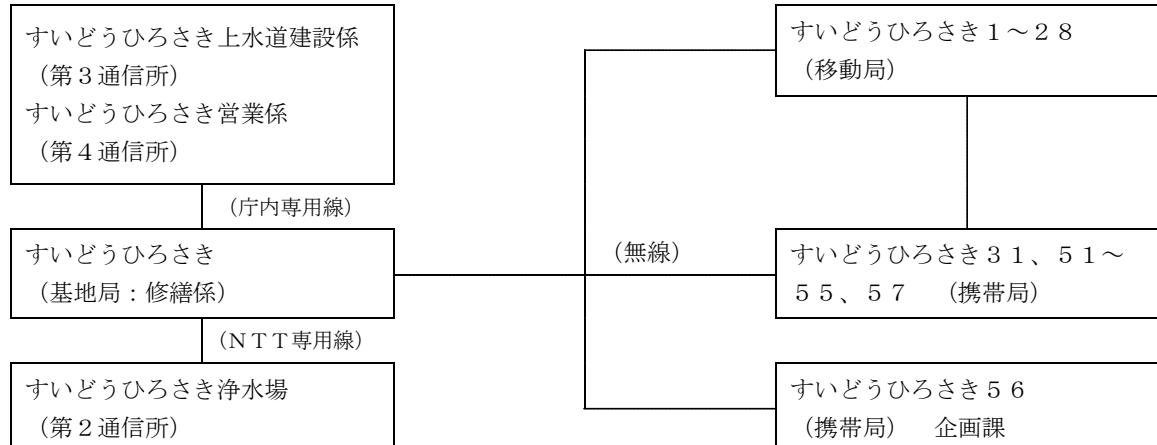
工 水道無線

(ア) 無線設備

(上下水道部総務課、平成23年4月)

局種別	設置基数	出力	呼出名称	設置・保管係名
基地局	1基	10W	すいどうひろさき	修繕係
第2通信所 第3通信所 第4通信所	3基	10W	すいどうひろさき 清水場 すいどうひろさき 上水道建設係 すいどうひろさき 営業係	清水係 上水道建設係 営業係
移動局	28基	10W	すいどうひろさき 1 すいどうひろさき 2 すいどうひろさき 3 すいどうひろさき 4 すいどうひろさき 5 すいどうひろさき 6 すいどうひろさき 7 すいどうひろさき 8 すいどうひろさき 9 すいどうひろさき 10 すいどうひろさき 11 すいどうひろさき 12 すいどうひろさき 13 すいどうひろさき 14 すいどうひろさき 15 すいどうひろさき 16 すいどうひろさき 17 すいどうひろさき 18 すいどうひろさき 19 すいどうひろさき 20 すいどうひろさき 21 すいどうひろさき 22 すいどうひろさき 23 すいどうひろさき 24 すいどうひろさき 25 すいどうひろさき 26 すいどうひろさき 27 すいどうひろさき 28	漏水防止係 漏水防止係 修繕係 修繕係 給排水係 修繕係 上水道水質係 修繕係 修納係 修繕係 修繕係 給排水係 上水道建設係 净水係 給排水係 修繕係 净水係 給排水係 漏水防止係 上水道建設係 給排水係 净水係 上水道建設係 営業係 営業係 修納係 净水係 修繕係
携帯局	8基	5W	すいどうひろさき 31 すいどうひろさき 51 すいどうひろさき 52 すいどうひろさき 53 すいどうひろさき 54 すいどうひろさき 55 すいどうひろさき 56 すいどうひろさき 57	净水係 修繕係 修繕係 净水係 修繕係 修繕係 企画課 修繕係

(イ) 無線系統図



オ 有線放送施設の状況

(農政課、平成23年4月)

地区名	所 在 地	設 置 場 所	管 理 支 店	電 話 番 号
清 水	小沢字広野 34-2	弘前農園敷地内放送室	つがる弘前農協 弘前南支店	88-1117
	下湯口字青柳 212-4	ゴールド農園冷蔵庫敷地内		
船 沢	折笠字法立堂 3-3	船沢支店	つがる弘前農協 船沢支店	96-2111
	蒔苗字福岡 67-1	蒔苗町民会館		
	弥生字弥生平 102	弥生会館敷地内放送室	つがる弘前農協 弘前西支店	38-7771
	高杉字五反田 175-1	旧高杉支店		
裾 野	独孤字松ヶ沢 20-6	独孤農業研修会館		
	鬼沢字後田 1-1	旧弘前北支店	つがる弘前農協 弘前北支店	73-2131
	大森字田浦 27-2	大貝消防屯所		
新 和	十面沢字赤坂 5-4	十腰内支店	つがる弘前農協 十腰内支店	93-3321
	青女子字桜苑 296	弘前北支店		
	小友字宇田野 199	新和第三消防屯所敷地内放送室	つがる弘前農協 弘前北支店	73-2131
	三和字下池神 10-1	旧三和支店		
藤 代	笹館字市原 34-1	笹館町会集会所		
	八代町 6-24	藤代トラクター組合車庫	つがる弘前農協 弘前西支店	38-7771
	三世寺字月見野 53-11	旧三世寺支店		
和 徳	中崎字野脇 42(宅地)	中崎地区放送室(岩谷伊人氏敷地)		
	撫牛子二丁目 10-6	和徳支店	つがる弘前農協 和徳支店	32-6141
	津賀野字宮崎 69(宅地)	津賀野地区放送室(成田守氏敷地)		
	津賀野字宮崎(畑)	百田地区放送室(吉崎良昭氏敷地)		
豊 田	清野袋二丁目 1-1	旧養生支店		
	豊田一丁目 4-62	旧外崎支店	つがる弘前農協 弘前中央支店	28-1118
	新里字東里見 59-3	旧豊田支店(JA葬祭センター)		
	新里字西里見	福田子集会所		
	福村字福富 27-9(宅地)	福村地区放送室(相馬俊逸氏敷地)		
堀 越	境関字富岳 23(畑)	境関地区放送室(福士雅昭氏敷地)		
	門外四丁目 2-1	旧堀越支店	つがる弘前農協 弘前東支店	87-6300
	堀越字川合 59-28	堀越児童館		
石 川	川合字浅田	川合町民会館		
	薬師堂字岡本 79-1	薬師堂支店	つがる弘前農協 薬師堂支店	92-3211
	石川字家岸 45-3	石川支店		
千 年	小栗山字長田 8	弘前東支店	つがる弘前農協 弘前東支店	87-6300
	清水森字沼田 76-5	清水森消防屯所		
	狼森字西元 1-5	旧千年第一支店		
	一野渡字岡本 87	旧一大支店		
東目屋	黒土字川合 136-15	旧東目屋支店	つがる弘前農協 目屋支店	86-2211
	中畠字旭岡 64-2	旧中畠支店		
旧 市	自由ヶ丘四丁目(畑)	自由ヶ丘放送室(森山太一氏敷地)	つがる弘前農協 弘前東支店	34-3644
岩 木	五代字前田 306-1	岩木支店 ※	つがる弘前農協 岩木支店	82-5111
相 馬	五所字野沢 23-1	相馬村農協 ※	相馬村農協	84-3215

※岩木地区、相馬地区は防災行政用無線

(3) 非常通信ルート

(企画課、平成23年4月)

自治体	担当部署 電話番号	非常通信ルート（【】内は通常ルート）	非常通信受付機関	住 所	担当部署 N T T電話番号
青森県	防災消防課 017-734-9097	【市町村－（県防災情報ネットワーク回線）－県庁】 市町村－警察署－県警本部－県庁	青森県警察本部	青森市新町 2-3-1	通信指令課 017-723-4211
		市町村－東北地方整備局河川国道事務所等－県庁	東北地方整備局青森河川国道事務所	青森市中央 3-20-38	防災課 017-734-4521
			東北地方整備局高瀬川河川事務所	八戸市城石堂 3-7-10	工務課 0178-28-7135
			東北地方整備局津軽ダム工事事務所	中津軽郡西目屋村大字田代 字神田 57	工務課 0172-85-3005
			東北地方整備局浅瀬石川ダム管理所	黒石市大字板留字杉ノ沢 2	電気通信係 0172-54-8782
		市町村－東北電力㈱営業所－東北電力㈱青森支店－ 県庁	東北電力㈱青森支店	青森市港町 2-12-19	企画管理部門（企画・総務） 017-744-2050
弘前市	企画課 0172-35-1123	【弘前市－（県防災情報ネットワーク回線）－県庁】 弘前市－弘前警察署－県警本部－県庁	弘前警察署	弘前市大字八幡町 3-3-2	0172-32-0111
		弘前市－東北地方整備局青森河川国道事務所弘前国道 維持出張所－県庁	東北地方整備局青森河川国道事務所 弘前国道維持出張所	弘前市大字城東中央 5-6-10	事務係 0172-28-1315
		弘前市－東北電力㈱弘前営業所－東北電力㈱青森支店 －県庁	東北電力㈱弘前営業所	弘前市大字本町 1	総務課 0172-32-0238

4 物資等の備蓄及び調達

(1) 備蓄状況

(企画課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課、消防本部、平成23年10月)

倉庫名	種市	新里	石川	一野渡	水防資材センター	岩木	相馬	
倉庫所在地	種市字高瀬 89-5	新里字東里 見59-1	石川字石川 114-1	一野渡字岡 本17-1	茜町 2-5-3	賀田一丁目 1-1	五所字野沢 41-1	
規模 (m ²)	32.40	29.87	33.17	14.91	185.49	25.00	20.00	
器 材	スコップ 掛矢 たこ槌 唐鍤 ペンチ 斧 鋸 鎌 照明具 ハンマー ツルハシ 一輪車 胴長 発電機 投光器 安定器 救命胴衣 救助用ボート 船外機	10丁 3丁 1丁 3丁 3丁 3丁 3丁 5丁 3個	10丁 3丁 1丁 3丁 3丁 3丁 3丁 5丁 3個	10丁 3丁 1丁 3丁 3丁 3丁 3丁 5丁 3個	45丁 10丁 9丁 12丁 5丁 5丁 6丁 20丁 10個 9丁 15丁 12台 5着 2台 2台 2台 20着 3台 1台	15丁 2丁 2丁 5丁 2丁 1丁 5丁 10丁 4丁 2丁 1丁	14丁 1丁 2丁 5丁 1丁 5丁 10丁 2丁 1丁	
	1 台							
資 材	丸太3.5m 丸太2.5m 丸太2.0m ビニール土嚢 縄 鉄線 鉄杭 ワイヤーロープ ビニールシート ロープ 白ロープ なた 麻俵	28本 24本 67本 5,000袋 29丸 20kg 39本 20枚	85本 30本 97本 5,000袋 35丸 20kg 25本 20枚	32本 31本 54本 5,000袋 36丸 20kg 10本 22枚	20本 30本 50本 5,000袋 31丸 20kg 30本 20枚	527本 79丸 2kg 226本 117枚 900m	1,000袋 20m 6枚 250m 250m 1丁 300俵	250袋 30kg 2枚
	毛布 ロウソク 懐中電灯						100枚	20枚 100本 10個
資器材管理者		弘前地区消防事務組合消防本部警防課長				道路維持課長	総務課長	総務課長
鍵 保 管 者	職名	新和地区団 第2分団長	豊田地区団 第1分団長	石川出張所 所長	千年地区団 第1分団長	道路維持課長	総務課長	総務課長
	電話	消防本部 32-5101	消防本部 32-5101	出張所 92-2112	消防本部 32-5101	道路維持課 32-8555	総務課 82-3111	総務課 84-2111
設置年 建築年		昭和50年 昭和50年	昭和44年 平成4年	昭和42年 昭和42年	昭和55年 平成元年	昭和53年 昭和53年	昭和55年 昭和55年	昭和60年 昭和60年

備考 上記以外に、医薬品×1セットを健康推進課で保管（弘前市医師会との協定による。）並びに、毛布 1,200 枚、水 600 箱（555ml×24 本入り）、懐中電灯 10 個及び発電機 2 台を企画課で保管

(2) 調達先等

ア 米穀取扱所

(管財課、平成23年9月)

取扱所名	所在地	代表者名	電話番号
株オヤマ・アグリサービス	熊嶋字亀田 107-1	小山 雅嗣	82-3553
カメイ株弘前営業所	取上一丁目 9-6	阿部 裕行	34-6234
株工藤熊五郎商店	浜の町東二丁目 2-8	工藤 隆史	32-9181
株今野商事	緑ヶ丘二丁目 2-11	今野 秀男	32-6720
株城東食糧	城東中央一丁目 3-5	船水 浩平	27-7511
株設備技研オサナイ	土堂字長瀬 252-2	小山内 隆	38-4111
相馬村農業協同組合	五所字野沢 23-1	三上 道廣	84-3215
つがる弘前農業協同組合	城東北四丁目 1-1	西澤 幸清	28-1111
有藤田米穀店	茂森町 71	藤田 誠	32-2580
有マルスケ・インクス	石川字石川 83	工藤 俊雄	92-2131
美濃清食品株	紺屋町 63	佐藤 勉	32-7568

イ パン、うどん、弁当等製造所等

(ア) パン、うどん等製造所

(管財課、平成23年4月)

製造所名	所在地	代表者名	電話番号	品名
かがや食品株	神田三丁目 2-10	尾崎 徹	35-6226	麵類

(イ) 仕出し店

(企画課、平成23年4月)

仕出し店名	所在地	電話番号	仕出し店名	所在地	電話番号
東屋	城東北三丁目	27-0333	相馬仕出し店	石渡二丁目	32-4875
秋田屋仕出し店	茂森町	35-8888	竹忠魚店	富田三丁目	32-0007
泉谷仕出し店	浜の町西二丁目	35-5706	柴田仕出し店	賀田字大浦	82-2006
角長仕出し店	和徳町	32-6156	和風お食事処クドウ	駅前三丁目	33-1924
大和家	百石町	36-6633			

(ウ) 調味料等取扱所

(管財課、平成23年4月)

品名	取扱所名	所在地	代表者名	電話番号
味噌、醤油	有)栄研	藤野一丁目 4-1	清藤 慧	31-2567
〃	カネショウ株	藏主町 15-23	櫛引 利貞	57-2121
〃	津軽味噌醤油株	新里字東里見 15-1	奈良 実	49-1111
〃	株東北萬国社 弘前営業所	新里字東平岡 80-1	工藤 勝弘	27-4375
〃	成田商店	五所字野沢 44-4	成田 光義	84-2012
〃	丸大堀内(株)弘前支店	清野袋字岡部 533-1	福田 彰彦	38-7505
豆腐類	小野豆腐店	緑町 16-1	小野 清三	32-4021
〃	株かくみつ食品	新寺町 59	工藤 隆	82-5311
〃	有)鎌田屋商店	和徳町 6	鎌田 レイ	33-8000
〃	太子食品工業(株)弘前営業所	高田三丁目 7-3	鈴木 泰	27-6511
こんにゃく	株かくみつ食品	新寺町 59	工藤 隆	82-5311
〃	太子食品工業(株)弘前営業所	高田三丁目 7-3	鈴木 泰	27-6511
〃	成清食品社	河原町 54-1	成田 清司	32-3995
牛乳、乳製品	青森ヤクルト販売(株)弘前営業所	堅田二丁目 4-4	大崎 正人	33-8960
〃	柴仁商店	賀田一丁目 20-1	柴田 和夫	82-3053
〃	清野商店	外崎一丁目 2-8	清野 直伸	27-1929
〃	萩原乳業	大久保字西田 364	萩原 邦俊	32-1451
〃	弘前糖業(株)	城東中央三丁目 2-13	清野 武	28-1133
〃	有)雪の店	茂森新町一丁目 13-4	山田 丁三	32-0118
牛乳、乳製品 (ミルク)	美濃清食品 (株)菊池薬店	紺屋町 63 土手町 18	佐藤 勉 菊池 清二	32-7568 32-7586

ウ 被服、寝具、生活必需品

(管財課、平成23年4月)

品名	調達先名	所在地	電話番号
寝具	かさい家具(株) 共立寝具(株) 株クリンテック (有)コスマス商会 株高橋寝具店 株千葉室内弘前店 株トップテーラー 弘前店 株ハリカ 弘前店 株弘前ドライクリーニング工場 株弘商 (有)メディカルコーポレーション	土手町 161-1 元寺町小路 1-4 大久保字西田 369 元寺町小路 1-4 富田二丁目 1-4 一番町 7 代官町 45 宮川三丁目 7-5 元寺町小路 1-4 末広三丁目 1-3 取上五丁目 2-10	36-1501 32-6926 33-7241 33-7311 32-7181 33-2151 32-5075 32-1155 32-7241 26-3332 36-7471
寝具貸付	外崎ドライ 共立寝具(株) 株弘前ドライクリーニング工場	城東中央三丁目 1-9 元寺町小路 1-4 元寺町小路 1-4	27-8023 32-7241 32-7241
百貨店	株さくら野百貨店 弘前店 株中三弘前店	城東北三丁目 10-1 土手町 49-1	26-1120 34-3131
衣料・繊維	株アイ・シー・メディカル 小山ユニホーム店 共立寝具(株) 株クリンテック (有)コスマス商会 (有)佐藤器機 株シバタ医理科 株シュウエー 弘前営業所 株白石医療器 株高橋寝具店 株東北企業服 株トップテーラー 弘前店 (有)弘前山上医科 (有)まるな産業 三上自動車整備工場 ミドリ安全青森(株)弘前営業所 (有)メディカルコーポレーション 株金竹成家 弘前営業所 (有)工藤ポンプ 笠消防資材 (有)城栄産業 株弘前ドライクリーニング工場 株弘商 株不二安全装具 弘前ひかりのくに	袋町 32 東和徳町 3 元寺町小路 1-4 大久保字西田 369 元寺町小路 1-4 安原三丁目 8-1 高田三丁目 7-1 城東中央四丁目 1-2 神田五丁目 8-5 富田二丁目 1-4 宮川二丁目 3-7 代官町 45 稻田一丁目 3-11 大町二丁目 1-18 和田町 9-1 田園二丁目 3-6 取上五丁目 2-10 神田二丁目 3-7 高崎一丁目 6-6 早稲田二丁目 3-15 神田五丁目 5-1 元寺町小路 1-4 末広三丁目 1-3 高田二丁目 7-4 撫牛子二丁目 5-4	32-5940 32-0605 32-6926 33-7241 33-7311 87-1171 27-2221 27-8341 34-3500 32-7181 35-5311 32-5075 28-1811 33-4528 33-5930 29-5378 36-7471 33-7171 26-0281 27-6119 35-2321 32-7241 26-3332 26-1541 34-9027
日用雑貨	(有)アイエス建物管理 青森県エコ・リサイクル事業協同組合 葛西源助商店 株菊池薬店 木村商店 (有)久保食品 株クリーンサービス青森 弘前支店 (有)後藤商店 (有)サカモト薬局 三幸(株) 柴仁商店 (有)じんま薬店 株装美舎 相馬村農業協同組合 (有)太平堂 株高木建材店 株タクト弘前営業所 東北ビル管財(株) 弘前支店 (有)東洋美装 成田商店 株鳴海紙店 羽賀音商店 (有)羽賀忠商店 花橋産業(株)弘前営業所 株ハリカ 弘前店 株弘前ドライクリーニング工場 株弘商 (有)まるな産業 三上商店	和泉二丁目 15-5 堅田一丁目 4-2 土手町 211-4 土手町 18 浜の町東二丁目 1-24 品川町 46 狼森字西元 3-24 浜の町西三丁目 3-8 鍛冶町 40 城東四丁目 5-11 賀田一丁目 20-1 品川町 45 神田四丁目 6-6 五所字野沢 23-1 亀甲町 80 賀田字大浦 4-2 小比内二丁目 5-1 小沢字広野 179 清水三丁目 1-5 五所字野沢 44-4 外崎三丁目 2-14 松森町 47 和徳町 77 末広四丁目 1-2 宮川三丁目 7-5 元寺町小路 1-4 末広三丁目 1-3 大町二丁目 1-18 五所字野沢 44-2	29-3825 35-5255 32-1021 32-7586 32-3545 36-3811 87-1216 32-7929 36-3255 27-0085 82-3053 32-4937 36-5520 84-3215 35-7575 82-3340 29-1371 88-3791 34-3011 84-2012 27-5605 32-5720 32-1718 27-3044 32-1155 32-7241 26-3332 33-4528 84-2019
石油製品	青森県石油商業協同組合	青森市柳川一丁目 4-1	017-722-1400

二 応急住宅関係各種団体一覧表

(建築指導課、管財課、平成23年4月)

団体名	代表者	住所	電話番号	備考
青森県建築士会 中弘支部	支部長 三浦 利弘	弘前市大字 富田町 102	32-9997	
弘前建設業協同組合	理事長 一戸 利光	弘前市大字 上白銀町 1-9	34-2757	土木・建築
青森県板金工業組合 津軽出張所	所長 鳴谷 敏之	弘前市大字 松ヶ枝三丁目 12-3	28-1885	板金
弘前地区電気工事業 協同組合	理事長 相馬 憲保	弘前市大字 神田四丁目 6-3	37-1011	電気
弘前塗装工業会	会長 荒木 弘	弘前市大字 緑ヶ丘三丁目 3-9	36-7333	塗装
弘前管工事業協同組合	理事長 赤石 英樹	弘前市大字 茜町三丁目 6-1	32-7309	管
弘前建築組合	組合長 工藤 竹徳	弘前市大字 駅前二丁目 20-17	33-2995	
弘前地区鉄工組合	組合長 葛西 勇治	弘前市大字 神田一丁目 2-2	35-2206	

オ 石油類大量保有事業所

(消防本部、平成23年4月)

事業所名	所在地	危険物の種類	最大数量(kℓ)
マルハ産業(株)弘前営業所	城東五丁目 23-1	第四類(灯油)	470
		第四類(軽油)	150
		第四類(重油)	150
㈱東酸弘前事業所	神田四丁目 2-11	第四類(灯油)	198
弘前ガス(株)	松ヶ枝一丁目 2-1	第四類(灯油)	490
		第四類(灯油)	100
㈱工藤熊五郎商店	藤代四丁目 12-4	第四類(灯油)	100
陸上自衛隊弘前駐屯地	原ヶ平字山中 18-117	第四類(重油)	100
		第四類(重油)	100

備考 100キロリットル以上の屋外貯蔵タンクを保有している事業所を記載

力 食料・物資集積場所

(企画課、平成23年4月)

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象地域
市民会館	下白銀町 1-6	市民会館長	32-3374~5	集会研修施設	主として中心地域
中央公民館	下白銀町 19-4	中央公民館長	33-6561~3	同上	主として中心地域
千年公民館	小栗山字川合 115-1	同上	87-2130	同上	主として南部地域
新和地区体育文化交流センター	種市字木幡 387	市民生活課長	72-0055	体育文化施設	主として北部地域
青森県武道館	豊田二丁目 3	(財)弘前市体育協会	26-2200	屋内体育施設	主として東部地域
河西体育センター	石渡一丁目 19-1	保健体育課長	38-3200	同上	主として西部地域
岩木庁舎	賀田一丁目 1-1	民生課長	82-3111		岩木地区
相馬庁舎	五所字野沢 41-1	民生課長	84-2111		相馬地区

5 消防施設の概要等

(1) 消防施設の概要

(消防本部、平成23年4月)

区分	消防吏員団員数	消防ポンプ自動車(人)	消防ポンプ自動車(台)	水槽付消防ポンプ自動車(台)	小型動力ポンプ付水槽車(台)	はしご車(台)	救助工作車(台)	救急車(台)	化学車(台)	小型動力ポンプ付積載車(台)	広報車(台)	指揮車(台)	司令車(台)	消火栓(基)	消防水槽(基)
弘前消防本部	42										4		1		
弘前消防署	41		1		1	1	1	2			1	1		2,434	759
藤代分署	21		1		1			1							
西北分署	12		1		1			1			1				
西 分署	21	1	2		1			1			1				
目屋分署	12		1		1			1			1				
東 消防署	41		1		1	1	1	2	1			1			
舟形分署	27	1	1	1	1			1							
小計	216	2	7	1	2	2	9	1			6	2	1	2,434	759
団本部	36												1		
東地区団	50	2									1				
西地区団	67	2									2				
南地区団	82	2									1				
北地区団	56	2									2				
清水地区団	72	2									2				
和徳地区団	99	2									4				
豊田地区団	55	2									1				
堀越地区団	75	2									2	1			
千年地区団	142	4									3	1			
石川地区団	80	2									3				
藤代地区団	137	2									7				
東目屋地区団	66	2									2				
船沢地区団	141	2									7				
高杉地区団	99	2									4				
裾野地区団	122	3									4				
新和地區団	117	2									5				
岩木南地区団	102	3									2				
岩木東地区団	116	4									1				
岩木西地区団	158	6									2				
相馬地区団	129	4													
小計	2,001	52									51	8※		1	

※警備車

(2) 応急給水用資機材

(企画課、上下水道部工務課、平成23年4月)

水道事業体名	給 水 車 t × (台)	給水タンク m³ × (台)	携 行 缶 ℓ × (個)	給 水 袋 ℓ × (個)
弘前市	2t × 2	1 m³ × 16	20ℓ × 185 10ℓ × 50	10ℓ × 10,100 6ℓ × 500 5ℓ × 5,000 4ℓ × 450
黒石市		1 m³ × 4	20ℓ × 100	10ℓ × 900
平川市		0.5 m³ × 3		
西目屋村	2t × 1			
藤崎町		1 m³ × 1	20ℓ × 21	10ℓ × 1,000
大鰐町				
田舎館村			20ℓ × 50	
板柳町		1 m³ × 1		6ℓ × 300
津軽広域水道 (企) (西北)		1 m³ × 4	20ℓ × 220	
久吉ダム水道企業団		1 m³ × 2		

(3) 救助器具

(消防本部、平成23年4月)

区分	一般救助器具						重量物排除用器具						切断用器具						破壊用器具			測定用器具		
	かぎ付 きはしご	三連 はしご	金属製 二ツ折 はしご	空気式 救助マツト	救命索 発射銃	救命用 縛帶	油圧 ジヤッキ	油圧 スプレッダ	可搬 ワイヤーブレ ンチ	マット型 スパンチ	油圧 空気	油圧 空気	エンジン 空気	酸素 カッタ	チエソ ンソ	鉄線 カッタ	空気 鋸	万能斧 ハンマ	ハンドリル ハンマドリル	削岩機 ハンマードリル	可燃性ガス センサ	酸素濃度 センサ	放射線測定器 セシメータ	
消防本部 保有数	15	12	7	3	4	12	2	5	8	3	5	7	12	2	12	14	2	26	12	1	2	11	11	6

区分	呼吸保護用器具			隊員保護用器具						水難救護用器具						その他の救助用器具							
	空氣呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	潜水器具	救命胴衣	水中投光器	救命浮環	浮標	救命ボート	船外機	登山器具	バスクット型担架	平担架	特殊担架	緩降機	ロープ登降機
消防本部保有数	82	4	2	40	9	9	9	4	8	6	6	44	4	12	4	1	1	10	3	7	3	2	4

(4) NBC災害対応資機材

(消防本部、平成23年7月)

区分	防護服			呼吸保護具			測定機器						生物・化学剤検知装置				除染シャワー(式)	除染剤散布器	救急搬送用被服	被除染者用簡易衣服	R I取扱い事業所等の有無	R消防活動事マニ所ユ等アにルおのけ有る無	放射防性活動マ輸ニ送ユ時アにルおのけ有る無
	放射線防護服	揚圧式化学防護服	簡易型防護服	空気呼吸器	防塵マスク等	防毒マスク	フイルムバッジ	熱線量計	ミセント線量計	ポケット線量計	その他	電離箱室	G M管式	シンチレーショング式	表面汚染検査用	生物ガス検知管	有毒ガス検地装置	化学剤検地装置	化学剤検知紙(柵)				
消防本部保有数	6	4	21	82	101	35			28		1	5								○			
貸与※			21		66	30			26			4											

※ 内数で、県又は消防庁からの貸与

6 輸送

(1) 青森県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧表

(企画課、平成23年4月)

市町村	名称	離着陸場所	所在地
弘前市	弘前・岩木川河川敷	河川敷（土&草地）	弘前市大字樋の口町地内
	弘前・岩木川野球場	河川敷（土&芝地）	弘前市大字悪戸字鳴瀬69番地先
	弘前市運動公園	陸上競技場（芝地）	弘前市大字豊田二丁目3
	岩木山百沢スキー場	駐車場（アスファルト舗装）	弘前市大字百沢
	相馬小学校	グランド（芝地&土）	弘前市大字黒滝字二/松本2-4
西目屋村	西目屋・田代	学校グランド（芝地&土）	中津軽郡西目屋村大字田代字稻元地内
藤崎町	藤崎・平川河川敷	陸上競技場（土）	南津軽郡藤崎町大字藤崎字下川原地内
	常盤小学校	グランド（土）	南津軽郡藤崎町大字常盤字三西田23
大鰐町	大鰐・あじやら山	ラグビー場（芝地）	南津軽郡大鰐町大字大鰐字出張沢11
平川市	碇ヶ関小学校	グランド（土）	平川市碇ヶ関三笠山127-23

(2) 輸送力の状況

ア 鉄道

(企画課、平成23年4月)

路線名	区間	編成・本数 (両) (本)	輸送力 (人/h)	付記(運行)	所要時間 (分)
東北新幹線	盛岡～新青森	10×1	814	「はやて」J編成の一例	60
奥羽線	大館～碇ヶ関	2×1	200	データイムに2本	25
	碇ヶ関～弘前	2×1	200	データイムに2本	25
	弘前～川部	2×1	200	概ね1～2時間に1本	10
	川部～青森	2×1	200	概ね1～2時間に1本	40
大湊線	野辺地～大湊	1×1	90	概ね1～3時間に1本	65
五能線	岩館～深浦	2×1	100	データイムに1本	60
	深浦～鰯ヶ沢	2×1	100	データイムに1本	60
	鰯ヶ沢～川部	2×1	100	概ね2～3時間に1本	65
津軽線	青森～蟹田	2×1	200	概ね1～3時間に1本	40
	蟹田～三厩	2×1	100	データイムに3本	40
東北線	八戸～三沢	2×1	200	概ね1～2時間に1本	20
	三沢～野辺地	2×1	200	概ね1～3時間に1本	25
	野辺地～浅虫温泉	2×1	200	概ね1～2時間に1本	25
	浅虫温泉～青森	2×1	200	概ね1～2時間に1本	25
八戸線	八戸～鮫	2×1	100	概ね1時間に1本	25
	鮫～久慈	2×1	100	概ね1～3時間に1本	90
弘南鉄道 弘南線	弘前～黒石	2×1	280	30分(昼間は60分)に1本	30
弘南鉄道 大鰐線	弘前～大鰐	2×1	280	朝30分(その他は60分)に1本	30

備考 奥羽線から八戸線までの表は、「東日本旅客鉄道会社の度指定公共機関輸送力報告書(平成19年2月)」からの抜粋による。JR在来線は、平日データイム(10～16時台)のうち任意の1時間(いずれも下り)。

イ バ ス

((社)青森県バス協会、企画課、平成23年10月)

団体名	乗合車両数	貸切車両数				住所	電話番号(上段) FAX番号(下段)
		大型	中型	小型	計		
弘南バス(株)	272	48	4	6	58	弘前市大字藤野二丁目3番地6	0172-32-2241 0172-32-3558
(株)前田観光タクシー		3		2	5	弘前市大字賀田二丁目11番地2	0178-82-4150 0172-82-4888
白神観光バス(有)		5	1	1	7	弘前市大字黒土字山下41番地	0172-86-2016 0172-86-2017
北星交通(株)				3	3	弘前市大字本町64番地3	0172-32-0272 0172-33-3636
(株)ビッグ・ウイング		6		4	10	弘前市大字末広二丁目6番地7	0172-26-2455 0172-26-2456
十和田観光電鉄(株)	90	59	7	2	68	十和田市稻生町17番3号	0176-23-3131 0176-24-1100
青森市企業局交通部	162					青森市大字野内字菊川47番地1	017-726-5441 017-726-5475
八戸市交通部	126					八戸市大字新井田字小久保頭4番地1	0178-25-5141 0178-25-5146
南部バス(株)	110	23	5	5	33	八戸市大字是川字ニツ星6番79	0178-44-5151 0178-22-0811
下北交通(株)	44	34	7	9	50	むつ市金曲一丁目8番12号	0175-23-3111 0175-23-4682
ジェイアールバス東北(株)	38	14	1		15	仙台市青葉区五橋一丁目1番1号	022-266-9642 022-222-9476

ウ 貨物自動車(営業用トラック)

(青森県トラック協会弘前支部、企画課、平成23年10月)

事業所名	代表者名	車両数	事業内容		所在地	電話(FAX)
			一般・	一般・ 積合せ その他		
弘前運送(株)	永澤 連次	10		○	弘前市大字神田四丁目5-1	36-0424 (36-0452)
(有)弘前貨物	佐藤 豊	42		○	弘前市大字末広二丁目1-1	27-7005 (27-1900)
(有)中央貨物	三上 正喜	9		○	弘前市大字東城北一丁目2-2	32-6509 (34-8573)
マルワ小型運送(有)	土岐 雄二	5		○	弘前市大字取上一丁目12-2	34-8961 (34-8962)
(有)小笠原乳品運送	小笠原 良光	7		○	弘前市大字大久保字宮本265-3	34-8988 (35-6196)
日本通運(株) 弘前支店	渡邊 昭治	10	○		弘前市大字新里字中平岡25-1	26-2260 (26-1946)
青森三八五流通(株) 弘前支店	中村 和比児	7	○		弘前市大字堀越字川合125-1	27-5113 (27-2181)
(株)弘南運輸	雪田 隆	29		○	弘前市大字藤野二丁目8-4	38-2990 (38-2995)
(有)神健運送	神 健栄	16		○	弘前市大字神田三丁目3-16	35-8077 (32-1123)
(有)赤石貨物	赤石 茂	11		○	弘前市大字野田一丁目12-5	33-1131 (33-1132)
(有)高橋運送	高橋 秀和	18		○	弘前市大字川合字下川原41-1	27-5353 (27-5383)
(株)寺崎	寺崎 廣美	20		○	弘前市大字藤野二丁目7-3	38-0202 (38-0204)
(株)小栗山運送	工藤 信明	8		○	弘前市大字小栗山字小松ヶ沢127	87-3661 (87-4878)
(有)ヤマト運送	木村 時雄	16		○	弘前市大字新里字東平岡80-2	27-1311 (27-1312)
(有)丸佐運送	佐藤 春一	5		○	西目屋村大字田代字神田53-1	86-2981 (86-2981)
(有)丸仁運輸	工藤 登	15		○	弘前市大字福田一丁目3-7	27-0045 (27-0044)
(有)中弘小型運輸	小山 新一	13		○	平川市猿賀池上3-2	43-5557 (43-5556)
(有)弘西運輸	三上 恵一	81		○	弘前市大字小沢字大開45-55	88-1300 (87-5325)
(有)樹形運送	奈良 満昭	15		○	弘前市大字高田三丁目6-10	27-3211 (27-3212)
城東運送(有)	小山 徹	20		○	弘前市大字石渡一丁目18-15	33-8811 (33-8813)
(有)桜庭運送	奈良 宏幸	26		○	弘前市大字金属町5-2	88-0021 (87-3110)
(有)津軽運輸	小田桐 信行	13		○	弘前市大字向外瀬字豊田230-3	37-6282 (37-6288)
日興運輸(株)	木村 宣博	98		○	弘前市大字石川字泉田31-1	92-2211 (92-2020)
近物レックス(株) 弘前営業所	小山 孝仁	8	○		弘前市大字境関字亥ノ宮45-2	27-8500 (27-1494)
(有)弘和運輸	田村 和夫	16		○	弘前市大字浜の町西一丁目3-14	34-3074 (32-5877)

事業所名	代表者名	車両数	事業内容		所在地	電話(FAX)
			一般・ 積合せ	一般・ その他		
青森定期自動車㈱ 弘前営業所	工藤 崇弘	28	○		弘前市大字石川 字中川原170	92-2828 (92-3332)
(有)みちのく運輸	木村 政俊	10		特	板柳町大字赤田 字松下37-1	73-5121 (73-5121)
東北名鉄運輸㈱ 弘前支店	百川 竜也	48	○		弘前市大字堀越 字柳田245-1	28-5050 (28-5055)
ワールド運輸㈱	越前 武恵	27		○	弘前市大字小比内 字福田范62-3	28-3110 (27-6243)
(株)丸祐運送	田澤 祐司	119	○		弘前市大字高田三丁目 6-11	27-2697 (27-4762)
(有)カネハル運輸	花田 春男	7		○	弘前市大字撫牛子四丁目 4-7	32-8827 (37-8686)
日通弘前運輸(株)	山館 稔	23		○	田舎館村大字川部 字上船橋50-10	58-4300 (58-4302)
青森チューロン運輸(株)	武内 稔	15		○	弘前市大字高田三丁目 5-5	27-3034 (27-9396)
(株)富士興業 弘前営業所	成田 一	17		○	弘前市大字神田四丁目 5-2	32-4195 (32-8013)
(株)高谷萬花堂	高谷 恒雄	1		靈	弘前市大字百石町32	33-6006 (37-0043)
(株)青部急行	福澤 保	23		○	弘前市大字中別所 字電42-1	33-5205 (35-3027)
(有)日栄運輸興業	寺崎 忠光	27		○	弘前市大字船水一丁目 1-1	33-9595 (32-3600)
(有)東北トランジット	高畑 富廣	6		靈	弘前市大字船水二丁目 2-4	33-0404 (33-0641)
青森ロイヤル運輸(有)	加川 秀仁	19		○	藤崎町大字藤崎 字村井45-1	75-6564 (75-6337)
(有)青森流通センター	川口 晋司	17		○	板柳町大字深味 字西西田20-1	72-1741 (72-0608)
(有)平和運輸	兼平 信子	27		○	弘前市大字兼平 字猿沢26-1	82-2241 (82-2141)
丸武興業(株)	武内 良夫	5		○	弘前市大字一町田 字早稻田780-5	82-5513 (82-5514)
(有)ウイングトランジット	須藤 廣光	11		○	弘前市大字小比内 字福田范143	27-4001 (27-4010)
(株)弘前市場サービス	小野 堅治	12		○	弘前市大字末広一丁目 6-8	26-1400 (26-0039)
東北マリ運輸(株) 青森営業所	吹田 誠一	11		○	弘前市大字城東五丁目 23-1	27-8601 (28-3352)
カメイ物流サービス(株) 弘前営業所	鎌田 勝紀	14		○	弘前市大字境関 字富岳24-7	27-8760 (27-8761)
新潟運輸(株) 弘前藤崎店	樋口 智一	21	○		藤崎町大字藤崎 字中豊田6-2	75-5511 (75-4911)
(株)青南エクスプレス	安東 国善	104		○	弘前市大字神田五丁目 4-5	35-1416 (35-1415)
(有)小山内運送	小山内 重壽	5		○	弘前市大字檜木 字用田242	98-2251 (98-2251)
丸運十和田運送(株) 弘前営業所	中田 文人	7		○	藤崎町大字藤崎 字西浅田9-1	89-4305 (89-4306)
(株)鈴木組	鈴木 實	5		○	弘前市大字堀越 字川合50-5	28-1011 (28-1013)
(有)サンコウ運輸	太田 和子	8		○	弘前市大字西城北一丁目 2-1	32-0051 (36-3050)
(株)弘前公益社	清藤 哲夫	13		靈	弘前市大字松森町 16	34-5180 (36-6120)
(有)弘前典礼	古川 快隆	2		靈	弘前市大字茂森新町三丁目 7-3	34-0167 (34-0778)
青森綜合警備保障(株) 弘前支社	吉川 彰宏	9		○	弘前市大字扇町一丁目 1-12	29-2110 (28-1180)

事業所名	代表者名	車両数	事業内容		所在地	電話(FAX)
			一般・積合せ	一般・その他		
㈱協和輸送 弘前営業所	一戸 幸恵	16		○	弘前市大字末広五丁目 2-6	29-1411 (29-1412)
(有)丸菱商事	佐藤 キミヨ	9		○	弘前市大字下湯口 字青柳185-1	33-8840 (33-8845)
(有)藤田物流	吉田 直文	35		○	弘前市大字大和沢 字里見12-2	89-1780 (89-1788)
(有)茜運輸	森下 逸郎	10		○	弘前市大字茜町一丁目 3-11	35-3853 (35-4188)
(有)旭興産	工藤 吾一	9		○	弘前市大字大久保 字若松327-10	36-0842 (36-0843)
(有)大勝運輸	飯田 哲哉	21		○	弘前市大字境関一丁目 2-10	29-6161 (29-6165)
㈱グローバル	工藤 進一	26		○	弘前市大字青樹町 15-7	89-1733 (89-2261)
ワーク物流(㈱)	松本 裕典	63		○	弘前市大字石川 字中川原33-1	92-2222 (92-4444)
(有)弘前総合物流	葛西 先男	20		○	黒石市大字八甲 79	53-9300 (53-9302)
(有)佐藤建材	佐藤 勉	6		○	弘前市大字樹木二丁目 3-5	33-3384 (33-3384)
(有)東健運輸	赤石 健	19		○	弘前市大字中崎 字川原田7-11	95-2779 (95-3642)
エイトウイング(㈱)	田澤 大介	44		○	弘前市大字豊田一丁目 4-65	29-4880 (29-4884)
弘伸自動車(有)	土岐 忠昭	9		○	弘前市大字大開一丁目 2-1	88-2125 (88-2142)
青森郵便自動車(㈱) 弘前営業所	倉内 信夫	5		○	弘前市大字堅田二丁目 2-5	34-9694 (34-9694)
弘前倉庫(㈱)	大水 達也	5		○	弘前市大字豊田三丁目 5-1	27-2121 (27-2123)
(有)たんぽぽ運送	稻葉 晃	6		○	弘前市大字福田一丁目 3-7	88-7718 (88-7719)
日本通運(㈱) 青森航空支店	三上 茂	8		○	弘前市大字扇町一丁目 1-5	29-5618 (26-3627)
(有)田中や葬祭	田中 英司	1		靈	弘前市大字茂森町 166	32-6004 (32-6108)
三栄急送(㈱)	佐藤 知香	35		○	黒石市大字浅瀬石 字稻村34-5	59-1818 (59-1820)
㈱眞照堂 弘前営業所	番地 弘治	5		靈	弘前市大字扇町三丁目 3-1	26-0983 (27-7714)
(有)弘永興業	小田切 定行	7		○	弘前市大字撫牛子二丁目 4-4	39-7707 (39-7708)
ロジライト東北(㈱) 弘前営業所	岡部 雅志	5		○	弘前市大字高田四丁目 3-8	28-0967 (28-2493)

備考 表のなかで「事業内容」の

「一般・積合せ」欄に○印がある事業所は、一般貨物運送事業及び特別積合運送事業者

「一般・その他」欄に○印がある事業所は、一般貨物運送事業者

「一般・その他」欄に「靈」が記載されている事業所は、靈柩車運送事業者

「一般・その他」欄に「特」が記載されている事業所は、特定貨物運送事業者

エ 廃棄物収集運搬車両

(ア) ごみ収集車

(環境保全課、平成23年12月)

業者名	責任者	所在地	電話番号	台数
弘前市	環境保全課長	樹木三丁目 12-1	32-1952	7
弘前環境管理協同組合	高野 悟	塩分町 31-1	33-0467	40
(有)東北クリーン	笹森 セツ子	土堂字早川 276-1	33-1919	23
(有)東北環境開発	中村 宣勝	撫牛子五丁目 6-5	27-8644	8
マルワ小型運送(有)	土岐 雄二	取上一丁目 12-2	34-8961	4
(有)東洋美装	高野 悟	清水三丁目 1-5	34-3011	6
弘前清掃(株)	八木橋 純子	神田三丁目 3-18	34-6471	5
(有)津軽衛生公社	三橋 一晃	向外瀬字豊田 357-1	37-3338	10
(株)弘南運輸	雪田 隆	藤野二丁目 8-4	38-2990	4
(株)第一ビル管理センター	阿保 鉄幸	城東中央二丁目 3-4	28-3206	6
東北ハイウェイサービス(株)	外崎 久男	茜町二丁目 6-5	33-6181	2
(有)青森クリーンチーム	三橋 千栄	植田町 47	38-1414	2
(株)大同紙業	澤田 勝彦	川先四丁目 10-1	27-5425	3
(株)伸和産業	太田 雄三	堅田一丁目 4-2	35-5255	5
(株)産交	築館 正弘	藤野二丁目 9-3	36-5165	4
(有)さくらクリーン	塚本 弘子	西城北一丁目 7-1	36-0678	7
(有)エコ・ネット	三浦 浩	清水森字清水野 2	87-0188	10
(有)リサイクル・システムズ	田澤 勝彦	土堂字早川 276-1	87-5383	2
AIA環境科学(有)	五十嵐 弘悦	小沢字広野 179	89-1414	2
(有)弘前重機	須藤 廣光	品川町 170-4	27-4001	5
(有)リスメント	田中 弘孝	稻田二丁目 9-9	27-3060	2
(有)大地	渡辺 昭夫	大和沢字里見 13-3	87-4005	3
(株)丸耕建設	三上 耕吉	黒土字山下 52	86-2100	2
北彩クリーン(有)	葛西 崇	松木平字富永 50-3	89-1200	3
(有)岩木浄化センター	今 貴幸	五代字早稻田 456-2	82-2012	6
(有)T・N・C	小山 善博	末広五丁目 4-13	49-1135	2
吉田べんりサービス	吉田 仁	千年四丁目 5-19	88-3739	1
(株)兼建興業	兼平 力	兼平字猿沢 26-1	82-2145	18
(有)平和運輸	兼平 信子	兼平字猿沢 26-1	82-2241	28
エイトウイング(株)	田澤 大介	豊田一丁目 4-65	29-4880	2
(株)丸祐運送	田澤 祐司	高田三丁目 6-11	27-2697	6
(有)小笠原紙業	小笠原 憲子	土堂字早川 276-5	36-2193	4
赤帽みつ運送	佐藤 光雄	浜の町西三丁目 13-15	33-5217	1
(有)宝荘	花田 哲也	葛原字大柳 122-6	82-5509	2
ライヴズ	岩崎 政俊	鷹匠町 14-4	38-3315	1
青山便利サービス	渡邊 洋子	城西三丁目 13-1	32-7519	2
便利屋カネキュー	齊藤 金俊	高田二丁目 2-3	28-3188	1
遺品整理サトウ	佐藤 豊	石渡四丁目 3-1	33-7618	2
特殊清掃会社ホーキング	斎藤 圭祐	茂森新町三丁目 8-9	88-7477	1
(有)桂田美掃	桂田 昭子	西目屋村大字大秋字鶴住 101	85-2788	3

備考 弘前市の台数はパッカ一車のみ。

(イ) パキューム車

(環境保全課、平成23年12月)

業者名	責任者	所在地	電話番号	台数
中弘衛生企業組合	石岡 健治	中野一丁目 9-2	32-6361	2
(有)津軽衛生公社	三橋 一晃	向外瀬字豊田 357-1	37-3338	7
弘前衛生企業組合	八木橋 博	神田三丁目 3-18	32-2903	2
岩木中央衛生社	成田 雄二	駒越字高田 65-6	33-3780	1
岩木衛生社	今 貴幸	五代字早稻田 456-2	82-2012	3
(有)溝江衛生浄化槽サービス	溝江 美幸	黒滝字一川瀬 100-7	84-2547	1

備考 生し尿のみ(浄化槽汚泥を除く。)。

(3) 道路
ア 緊急輸送道路

(企画課、土木課 平成23年4月)

区分		路線番号	名称	区間等
国道	高速自動車国道	—	東北自動車道	東京都練馬区～弘前市～青森市
	一般国道	7	国道7号	新潟市～弘前市卸売市場～青森市
		102	国道102号	弘前市運動公園前R7交差点～十和田市
		339	国道339号	弘前市大字高田～外ヶ浜町
県道	主要地方道	3	弘前岳鰺ヶ沢線	弘前市大字和泉二丁目R7交差点～弘前市役所～鰺ヶ沢町
		13	大鰐浪岡線	大鰐町大字鯖石～浪岡
		17	弘前停車場線	弘前市大字代官町～弘前市大字駅前町
		28	岩崎西目屋弘前線	深浦町～西目屋村～弘前市大字親方町
		31	弘前鰺ヶ沢線	弘前市大字代官町～NHK弘前支局～鰺ヶ沢町
		35	五所川原岩木線	五所川原市～弘前市大字賀田
		37	弘前柏線	弘前市（町田でR41接続）～つがる市
		41	弘前環状線	弘前市大字富栄～平川市～弘前市大字小金崎
	一般県道	109	弘前平賀線	弘前市大字富田三丁目～平川市
		110	黒石藤崎線	黒石市～田舎館村～藤崎町
		127	石川土手町線	弘前市大字石川～国立病院機構弘前病院～弘前市大字土手町
		129	関ヶ平五代線	弘前市大字藍内～弘前市大字五代
		131	前坂藤崎線	弘前市大字前坂～藤崎町
		236	石川停車場線	JR石川駅前～石川西口バス停地区
		260	石川百田線	弘前市大字石川～弘前ガス（株）～弘前市大字百田
		268	弘前田舎館黒石線	弘前市大字和泉二丁目～黒石市
市道	弘前市道旧市地区	133	茂森新寺町線	上白銀町3～市上下水道部～新寺町132
		135	森町品川町線	茂森町32～弘大附属病院～富田町26
		136	上白銀新寺町線	下白銀町2～弘前消防署～新寺町83
		197	土手町俵元線	土手町178～市立病院～東和徳町11
	弘前市道和徳地区	42	撫牛子和徳町線	神田五丁目6～弘前警察署～和徳町46
		125	和徳城北線	堅田一丁目～弘前警察署～宮園三丁目
		197	向外瀬岩賀線	向外瀬字豊田～津賀野字瀬ノ上
	弘前市道清水地区	49	小沢原ヶ平線	大原三丁目～弘前駐屯地～松原西三丁目

備考 上記の緊急輸送道路は、弘前地区周辺の道路で青森県が指定したもの

イ 冬期閉鎖路線（青森県）

（企画課 平成23年10月）

区分	路線番号	名称	閉鎖区間 (起点～終点)	閉鎖予定期間 (年度で変更あり)
国道	一般国道	102 国道102号	平川市温川～十和田市惣辺	11/25～4/1
		102 国道102号	十和田市青樅山～十和田市子ノ口	11/25～4/25
		103 国道103号	青森市酸ヶ湯～十和田市谷地	11/25～4/1
		103 国道103号	十和田市宇樽部～十和田市休屋	11/25～4/1
		338 国道338号	佐井村野平～むつ市脇野沢源藤城	12/1～4/25
		339 国道339号	中泊町小泊砂山～外ヶ浜町三厩竜飛	11/17～4/25
		394 国道394号	七戸町山館～青森市田代十文字	11/25～4/25
		454 国道454号	新郷村二ノ倉～十和田市宇樽部	11/25～4/1
		454 国道454号	秋田県境～平川市滝ノ沢	11/25～4/1
		2 屏風山内真部線	五所川原市金木町喜良市～青森市内真部	12/1～4/1
県道	主要地方道	4 むつ恐山公園大畑線	むつ市長坂～むつ市恐山	12/1～4/16
		4 むつ恐山公園大畑線	むつ市恐山～むつ市大畑町薬研	12/1～4/25
		21 田子十和田湖線	田子町桃山～新郷村迷ヶ平	11/25～4/1
		26 青森五所川原線	青森市天田内～五所川原市影日沢	12/1～4/16
		28 岩崎西目屋弘前線	深浦町西岩崎山～西目屋村暗門	11/17～5/25
		28 岩崎西目屋弘前線	西目屋村暗門～西目屋村川原平	11/25～4/27
		30 岩木山環状線	鰺ヶ沢町一本杉～鰺ヶ沢町長平町	12/1～4/20
		40 青森田代十和田線	青森市嘉瀬子内～青森市駒込	11/25～4/1
		40 青森田代十和田線	青森市田代十文字～十和田市増沢	11/25～4/25
		45 十和田三戸線	新郷村田茂代～新郷村柄棚	11/25～4/27
		46 川内佐井線	むつ市川内町湯ノ川～佐井村川目	12/1～4/25
		122 酸ヶ湯高田線	青森市酸ヶ湯～青森市下湯	11/25～5/25
	一般県道	123 清水川滝沢野内線	平内町大和山～青森市滝沢	11/25～5/25
		158 胡桃館鶴田線	鶴田町山道～鶴田町新田子	12/1～4/1
		159 大泉姥泡線	鶴田町新田子～五所川原市猫淵	12/1～4/1
		174 長坂大湊線	むつ市長坂～むつ市落野沢	12/1～4/25
		179 泊陸奥横浜(停)線	六ヶ所村泊～横浜町横浜	11/25～5/25
		190 松代町陸奥赤石(停)線	鰺ヶ沢町松代町～鰺ヶ沢町小森町	12/1～4/20
		191 種里町柳田線	鰺ヶ沢町大然～深浦町石動	12/1～5/25
		192 岩崎深浦線	深浦町玉坂～深浦町浜町	12/1～4/10
		204 相馬常盤野線	弘前市沢田～西目屋村名坪平	12/1～5/14
		216 戸来岳貝守線	新郷村空沼～三戸町大平	11/25～4/27
		218 柄棚手倉橋線	新郷村柄棚～新郷村上横沢	11/25～4/27
		226 酸ヶ湯黒石線	黒石市沖揚平～黒石市安入	12/1～5/25
		227 名久井岳公園線	南部町法光寺～三戸町泉山	11/25～4/27
		242 後平青森線	七戸町天間館～七戸町旧上北鉱山	11/25～5/25
		242 後平青森線	七戸町旧上北鉱山～青森市田代	11/25～5/25
		269 増田浅虫線	平内町増田～青森市浅虫	12/1～5/25
		280 十二湖公園線	深浦町松神	12/1～4/1
		281 三厩停車場竜飛崎線	外ヶ浜町三厩算用師～外ヶ浜町三厩楓榔	11/25～4/25
		284 薬研佐井線	むつ市大畑町赤滝山～佐井村古佐井川目	11/25～5/14
		286 三厩小泊線	外ヶ浜町三厩増川～中泊町小泊成滝	11/17～5/25
		317 西目屋二ツ井線	西目屋村砂子瀬～秋田県境	11/25～5/25

備考 平成23年度青森県除雪計画による。

(4) 市の保有車両等

ア 緊急通行車両

(企画課、平成23年4月)

課名	車種		普通自動車	小型乗用ワゴン車	広報車	普通貨物車	マイクロバス	備考
	管財課	市民生活課	商工労政課	相馬総合支所総務課	給食センター	議会事務局		
管財課	3	2	1			1		緊急通行車両の事前届出済自動車のうち、用途を緊急輸送用としたもののみを抜粋
市民生活課				1				
商工労政課			1					
相馬総合支所総務課			1					
給食センター					15			
議会事務局							1	

イ 障害物除去に要する機械、器具等の状況

(管財課、平成23年4月)

課名	車種		ブルドーザー	タイヤードザー	ホイロードザー	ショベルロードザー	モーターダラック	トラック	ダンプトラック	備考
	環境保全課	道路維持課	下水道施設課	公園緑地課	岩木総合支所	相馬総合支所	1	2	1	
環境保全課	1	1	1	1				2	1	運転手付き
道路維持課		2	1	1	5				10	"
下水道施設課								1		
公園緑地課				1			4	2		
岩木総合支所				3	1			2		
相馬総合支所			2		3		1			

ウ 弘前市役所車両台数一覧表

(管財課、平成23年4月)

車種 課名	普通自動車 小型乗用ワゴン車	軽自動車 マイクロバス	広報車 大型バス	中型バス ロバス	マイクロバス	図書車	普通貨物車 車	小型貨物車 車	大型特殊車 車	普通・小型特殊 車	塵芥車	道路清掃車 車	散水車	タイヤドーザ	ショベルロード	ブルドーザー	グレーダー	凍結抑制剤散布車	ロータリ除雪車	スノモビル	バックホー	コンバクター	シユレッダ	フオクリフト	ハイローダ	ホントゲン車	バイク	合計	
総務財政課																											6		
管財課	4	1	1	1	1																					1	5	14	
市民税課		1																										1	
資産税課			4																									4	
収納課		1	3																									4	
市民生活課		1		1																								2	
環境保全課		2																										2	
清掃事業所	2	3	2							2	4		12				3	1				2	1	1				33	
福祉総務課		3	1				1						2															7	
子育て支援課			1																										1
生活福祉課		1	4																										5
国保年金課		1																											1
介護保険課		1																											1
健康推進課		5	2																										7
農政課		3	1																										4
りんご課													1																1
農村整備課		5																											5
商工労政課		1																											1
観光物産課	1	1	3			2																							7
公園緑地課		1	4							1	4		5					1		1	2			1				20	
土木課		4											1																5
道路維持課		1	1			1		18	1		2	1	2	1	1	8		7	1	13						1		59	
建築指導課											1																		1
建築住宅課			2																										2
都市計画課		2																											2
区画整理課	1	1																											2
岩木総合支所総務課		3	1																										4
〃 民生課		2																											2
相馬総合支所総務課		1									1		1															3	
〃 民生課				1																									1
市立病院	1																												1
上下水道部総務課	1	1																											2
〃 営業課	1	2	6											1															10
〃 工務課		4	2								8		3																17
〃 上水道施設課	2		1								3																		6

車種 課名	普通自動車 ワゴン車	小型自動車 ワゴン車	軽自動車 ロバス	広報車	中型バス	マイクロバス	図書車	普通貨物車	小型貨物車	大型特殊車	普通・小型特殊	塵芥車	道路清掃車	散水車	タイヤドーザ	ショベルロード	ブルドーザ	グレード	凍結抑制剤	ロータリ除雪車	スノーモビル	バックホー	コンバクター	シユレッダ	フオクリフト	ハイルロード	レントゲン車	バイク	課合計
〃下水道施設課		3	1						1		2												1					8	
議会事務局							1																					1	
学務課		1			2																							3	
指導課		1																										1	
生涯学習課		1																										1	
中央公民館			1																									1	
〃岩木館	1																											1	
〃相馬館		1																										1	
図書館							1		1																		2		
文化財保護課		2							1																			3	
保健体育課	1	4						1	2	2											4						14		
給食センター		2						25																				27	
農業委員会		1																										1	
広域連合		1																										1	
車両合計	15	65	51	2	4	5	1	47	27	2	13	18	2	1	1	11	2	7	1	14	6	2	1	1	2	1	1	5	308

7 主要医療機関等

(1) 主要医療機関

(企画課、平成23年4月)

病院名	開設者	所在地	電話番号 (0172-)
独立行政法人国立病院機構弘前病院	独立行政法人国立病院機構	弘前市大字富野町1	32-4311
弘前大学医学部附属病院	国立大学法人弘前大学	弘前市大字本町53	33-5111
青森県立さわらび医療療育センター	青森県	弘前市大字中別所字平山168	96-2121
弘前市立病院	弘前市	弘前市大字大町三丁目8-1	34-3211
黒石市国保黒石病院	黒石市	黒石市北美町一丁目70	52-2121
国保板柳中央病院	板柳町	板柳町大字灰沼字岩井74-2	73-3231
平川市国保平川診療所	平川市	平川市柏木町藤山47-1	44-3101
藤崎町国保藤崎診療所	藤崎町	藤崎町藤崎大字西豊田一丁目2	75-4111
町立大鰐病院	大鰐町	大鰐町大字蔵館字川原田40-4	48-2211
(財)愛成会弘前愛成会病院	(財)愛成会	弘前市大字北園一丁目6-2	34-7111
(財)秀芳園弘前中央病院	(財)秀芳園	弘前市大字吉野町3-1	36-7111
(社)慈育会福士病院	(社)慈育会	弘前市大字新里字東里見49	27-1525
鳴海病院	(財)鳴海研究所清明会	弘前市大字品川町19	32-5211
(財)鷹揚郷腎研究所弘前病院	(財)鷹揚郷	弘前市大字小沢字山崎90	87-1221
(財)双仁会厚生病院	(財)双仁会	黒石市大字黒石字建石9-1	52-4121
(財)黎明郷リハビリテーション病院	(財)黎明郷	平川市碇ヶ関湯向川添30	45-2231
(医)社団聖康会聖康会病院	(医)社団聖康会	弘前市大字和泉二丁目17-1	27-4121
(医)弘愛会弘愛会病院	(医)弘愛会	弘前市大字宮川三丁目1-4	33-2871
弘前記念病院	(医)整友会	弘前市大字境関字西田59-1	28-1211
津軽保健生活協同組合健生病院	津軽保健生活協同組合	弘前市大字野田二丁目1-1	32-1171
津軽保健生活協同組合藤代健生病院	津軽保健生活協同組合	弘前市大字藤代二丁目12-1	36-5181
ヒロサキメディカルセンター	(医)康和会	弘前市大字大町二丁目1-9	35-1511
梅村病院	(医)芳真会	弘前市大字石渡一丁目1-6	32-3593
(医)元秀会弘前小野病院	(医)元秀会	弘前市大字和泉二丁目19-1	27-1431
(医)社団来蘇圓会黒石あけぼの病院	(医)社団来蘇圓会	黒石市あけぼの町52	52-2877
ときわ会病院	(医)ときわ会	藤崎町大字榦字龜田2-1	65-3771
須藤病院	(医)みらい会	平川市柏木町藤山37-5	44-3100
弘前脳卒中センター	(財)黎明郷	弘前市大字扇町一丁目2-1	28-8220

備考 弘前保健所管内を記載

(2) 医薬品等及び防疫用薬剤の主な調達先

ア 医薬品等

(市立病院総務課、平成23年4月)

調達先	所在地	電話番号
株アスカム弘前営業所	弘前市大字高田四丁目 3-2	27-5252
あすなる薬品株	弘前市大字元寺町小路 1	33-2240
株小田島弘前営業所	弘前市大字城東中央三丁目 7-1	27-5221
株菊池薬店	弘前市大字土手町 18	32-7586
共立医科器械株弘前営業所	弘前市大字城東北一丁目 1-25	29-1460
株恒和薬品弘前営業所	弘前市大字田園二丁目 2-13	26-3700
有)サカモト薬局	弘前市大字鍛冶町 40	36-3255
株ショウエー弘前営業所	弘前市大字扇町一丁目 1-11	27-8341
株スズケン弘前支店	弘前市大字神田一丁目 2-3	31-3360
千秋薬品株弘前支店	弘前市大字田町一丁目 7-3	33-7111
大洋薬品株	弘前市大字堅田五丁目 14-1	27-1551
株東酸弘前事業所	弘前市大字神田四丁目 2-11	36-7711
東北化学薬品株	弘前市大字神田一丁目 3-1	33-8131
株南部医理科弘前営業所	弘前市大字田園一丁目 9-6	26-3003
株バイタルネット弘前支店	弘前市大字扇町二丁目 3-1	27-8723
有)北斗医理科	弘前市大字在府町 18	34-1431
株町田アンド町田商会	弘前市大字境関字西田 28-1	26-1700
村元薬局	弘前市大字和徳町 120	32-1948
株八木橋薬局	弘前市大字和徳町 23-5	35-2811

イ 防疫用薬剤

(管財課、平成23年4月)

品名	調達先	所在地	電話番号
消石灰	弘前建材(株) ㈱工藤熊五郎商店 ㈱サンデー 弘前安原店 相馬村農業協同組合 (有)高木静一商店 ㈱長慶 東北化学薬品(株) ㈱町田アンド町田商会 (有)マルスケ・インク ㈱オヤマ・アグリサービス ㈱櫛引商店 (有)スナダ種苗農材 つがる弘前農業協同組合 トヤマ農材(株) ㈱ヤンマー農機東日本弘前支店 ㈱東酸弘前営業所	弘前市大字松ヶ枝三丁目 7-1 弘前市大字浜の町東二丁目 2-8 弘前市大字泉野一丁目 4-2 弘前市大字五所字野沢 23-1 弘前市大字松森町 158 弘前市大字高田三丁目 6-7 弘前市大字神田一丁目 3-1 弘前市大字境関字西田 28-1 弘前市大字石川字石川 83 弘前市大字熊嶋字龜田 107-1 弘前市大字和徳町 269 弘前市大字松原東二丁目 9-1 弘前市大字城東北四丁目 1-1 弘前市大字城東北四丁目 1-2 弘前市大字城東二丁目 2-4 弘前市大字神田四丁目 2-11	27-4622 32-9181 88-1121 84-3215 32-6491 27-3511 33-8131 26-1700 92-2131 82-3553 36-7173 88-3245 28-1111 27-1661 27-3361 36-7711
石鹼・洗剤類	(有)アイエス建物管理 ㈱菊池薬店 ㈱クリーンサービス青森 弘前支店 (有)コスマス商会 三幸(株) (有)じんま薬店 ㈱装美舎 ㈱長慶 東北ビル管財(株)弘前支店 東洋建物管理(株)弘前支社 成商ビル管理(株) 成田商店 羽賀音商店 ㈱ハリカ弘前店 ㈱弘商 平成ビル管理(有) (有)まるな産業 美濃清食品(株) ㈱八木橋薬局 葛西源助商店 (有)きらら 桜紙業包装用品(株)弘前支店 柴仁商店 (有)じんま薬店 ㈱タクト弘前営業所 ㈱弘前ドライクリーニング工場 北斗ビル総合管理(有) ㈱民友薬品	弘前市大字和泉二丁目 15-5 弘前市大字土手町 18 弘前市大字狼森字西元 3-24 弘前市大字元寺町小路 1-4 弘前市大字城東四丁目 5-11 弘前市大字品川町 45 弘前市大字神田四丁目 6-6 弘前市大字高田三丁目 6-7 弘前市大字小沢字広野 179 弘前市大字富田一丁目 2-5 弘前市大字北瓦ヶ町 13-1 弘前市大字五所字野沢 44-4 弘前市大字松森町 47 弘前市大字宮川三丁目 7-5 弘前市大字末広三丁目 1-3 弘前市大字城西二丁目 7-10 弘前市大字大町二丁目 1-18 弘前市大字紺屋町 63 弘前市大字和徳町 23-5 弘前市大字土手町 211-4 弘前市大字末広二丁目 4-2 弘前市大字松森町 53-5 弘前市大字賀田一丁目 20-1 弘前市大字品川町 45 弘前市大字小比内二丁目 5-1 弘前市大字元寺町小路 1-4 弘前市大字茜町二丁目 6-5 弘前市大字扇町一丁目 1-6	29-3825 32-7586 87-1216 33-7311 27-0085 32-4937 36-5520 27-3511 88-3791 34-6566 89-1350 84-2012 32-5720 32-1155 26-3332 32-7571 33-4528 32-7568 35-2811 32-1021 29-4422 33-4585 82-3053 32-4937 29-1371 32-7241 33-1717 40-4040

(3) 赤十字奉仕団の状況

(福祉総務課、平成23年4月)

区分	赤十字奉仕団名	委員長氏名	分団数	人 員	連絡先		
弘前市	宮本 兼昭	17	1,712	弘前市社会福祉協議会	日赤弘前市地区	0172-33-1161	
黒石市	森山 トミエ	6	533	黒石市福祉総務課福祉総務係	日赤黒石市地区	0172-52-2111(514)	
平川市	平川市平賀	小笠原 勝則	5	118	平川市健康センター民生保護課民生係	日赤平川市地区	0172-44-1111(1164)
	平川市尾上	福士 洋子	8	156			
	平川市碇ヶ関	岩崎 兼雄	0	7			
中南地区	西目屋村	三上 桃子	3	117	西目屋村社会福祉協議会内	日赤西目屋村分区	0172-85-2255
	板柳町	工藤 まり	24	1,392	板柳町社会福祉協議会内	日赤板柳町分区	0172-72-1161
	藤崎町	古川 ツギ	6	266	藤崎町福祉課福祉係	日赤藤崎町分区	0172-75-3111(2115)
	大鰐町	山本 レイ子	3	70	大鰐町保健福祉課健康推進係	日赤大鰐町分区	0172-48-2111(302)
	田舎館村	工藤 泰子	0	83	田舎館村厚生課福祉係	日赤田舎館村分区	0172-58-2111(154)

8 生活関連等施設

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抄）（企画課、平成23年4月）

平成16年6月18日法律第112号

改正 平成18年12月22日法律第118号

（生活関連等施設の安全確保）

第102条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
- 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の安全の確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら前項の規定による要請を行うことができる。この場合において、当該要請を行ったときは、直ちに、その旨を当該生活関連等施設の所在する都道府県の知事に通知しなければならない。
- 3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。
- 4 第一項若しくは第二項の規定による要請に応じて必要な措置を講じようとする生活関連等施設の管理者又は前項の規定により必要な措置を講じようとする指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長等は、都道府県警察、消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。第一百九条第三項及び第四項において同じ。）その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のため必要な支援を求めることができる。
- 5 都道府県公安委員会又は海上保安部長等は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、都道府県知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該生活関連等施設の安全を確保するため立入りを制限する必要があるものを、立入制限区域として指定することができる。
- 6 都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、前項の立入制限区域を指定したときは、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知するとともに、その立入制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項を公示しなければならない。
- 7 警察官又は海上保安官は、第五項の立入制限区域が指定されたときは、特に生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該立入制限区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該立入制限区域からの退去を命ずることができる。
- 8 内閣総理大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じさせることができる。この場合において、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、第五項の規定による立入制限区域の指定について必要な指示をすることができる。

（危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止）

第103条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの（以下この条及び第百七条において「危険物質等」という。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（次項及び第四項において「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めることができる。
- 3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。
 - 一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - 二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - 三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- 4 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。
- 5 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときについて準用する。

(2) 生活関連等施設の安全確保の留意点

(企画課、平成23年4月)

国民保護法施行令		留意点※	市内施設数
27条1号	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号の電気事業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力5万キロワット以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧10万ボルト以上のものに限る。)	経済産業省の定める留意点(発電所及び変電所)による。 平成17年8月	0
27条2号	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。)	経済産業省の定める留意点(ガス工作物)による。 平成17年8月	7
27条3号	水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの	厚生労働省の定める留意点(水道事業)による。 平成17年8月	0
27条4号	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項の鉄道施設又は軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの	国土交通省の定める留意点(鉄道施設、軌道施設)による。 平成17年8月	0
27条5号	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号の電気通信事業者(同法第9条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第33条第1項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が3万に満たないものを除く。)	総務省の定める留意点(電気通信事業)による。 平成17年8月	1
27条6号	日本放送協会又は放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号の3の一般放送事業者(同条第3号の4の受託放送事業者及び同条第3号の5の委託放送事業者を除く。)が同条第1号の2の国内放送を行う放送局(同条第3号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。以下この号において同じ。)であって、同法第2条の2第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から放送(同法第2条第1号の放送をいう。以下この号において同じ。)をされる同法第2条第4号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備	総務省の定める留意点(無線設備)による。 平成17年8月	0
27条7号	港湾法(昭和25年法律第218号)第52条第1項第1号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設	国土交通省の定める留意点(水域施設、係留施設)による。 平成17年8月	0
27条8号	空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項の空港の同法第6条第1項の滑走路等及び当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設並びに当該空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和27年法律第231号)第2条第4項の航空保安施設	国土交通省の定める留意点(滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)による。 平成17年8月	0
27条9号	河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2章の規定の適用を受けるダム	国土交通省の定める留意点(ダム)による。 平成17年8月	1

国民保護法施行令		留意点※	市内施設数
27 条 10 号	法第 103 条第 1 項の危険物質等の取扱所	—	—
28 条 1 号	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 2 条第 7 項の危険物(同法第 9 条の 4 の指定数量以上のものに限る。)	総務省消防庁の定める留意点(危険物の取扱所)による。 平成 17 年 8 月	0
28 条 2 号	毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物(同法第 3 条第 3 項の毒物劇物営業者、同法第 3 条の 2 第 1 項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	厚生労働省の定める留意点(毒物劇物を取り扱う施設)による。 平成 17 年 8 月	129
28 条 3 号	火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 2 条第 1 項の火薬類	経済産業省の定める留意点(火薬類製造所、火薬庫)による。 平成 17 年 8 月	5
28 条 4 号	高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 2 条の高圧ガス(同法第 3 条第 1 項各号に掲げるものを除く。)	経済産業省の定める留意点(高圧ガスの製造所)による。 平成 17 年 8 月	42
28 条 5 号	原子力基本法(昭和 30 年法律第 186 号)第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)第 64 条第 1 項に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第 60 条第 1 項に規定する受託貯蔵者が所持するものに限る。)	文部科学省、経済産業省の定める留意点(核燃料物質使用施設)による。 平成 17 年 8 月	0
28 条 6 号	原子力基本法第 3 条第 3 号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 8 第 1 項第 3 号に規定する核原料物質を除く。)	文部科学省、経済産業省の定める留意点(原子力施設)による。平成 17 年 8 月	0
28 条 7 号	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物(同法第 32 条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。)	文部科学省の定める留意点(放射性同位元素)による。 平成 17 年 8 月	9
28 条 8 号	薬事法第 44 条第 1 項の毒薬及び同条第 2 項の劇薬(同法第 46 条第 1 項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	厚生労働省、農林水産省の定める留意点による。 平成 17 年 8 月	106
28 条 9 号	電気事業法第 38 条第 3 項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高圧ガス保安法第 2 条の高圧ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)内における高圧ガス保安法第 2 条の高圧ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)	経済産業省の定める留意点(高圧ガス取扱所)による。 平成 17 年 8 月	0
28 条 10 号	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和 57 年法律第 61 号)第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省の定める留意点による。 平成 17 年 8 月	4
28 条 11 号	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成 7 年法律第 65 号)第 2 条第 1 項の毒性物質(同法第 7 条第 1 項の許可製造者、同法第 12 条の許可使用者、同法第 15 条第 1 項第 2 号の承認輸入者及び同法第 18 条第 2 項の廃棄義務者並びに同法第 24 条第 1 項から第 3 項まで(同法第 26 条及び第 27 条において準用する場合を含む。)又は同法第 28 条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)	経済産業省の定める留意点(毒性物質の取扱所)による。 平成 17 年 8 月	0
知事が必要と認める施設	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池、鉄道施設	27 条 3 号、27 条 4 号に準ずる。	3

※留意点の細部は、「青森県国民保護計画資料編」を参照

9 火葬場

(企画課、平成23年4月)

名 称	住 所	電話番号
青森市斎場	青森市大字新町野字菅谷 138-1	017-788-6824
浪岡斎園	青森市浪岡大字杉沢字山元 434	0172-62-1130
弘前市斎場	弘前市大字常盤坂二丁目 20-1	0172-32-0643
姥懐靈園	黒石市大字石名坂字姥懐 73-1	0172-52-2944
五所川原市葬斎苑	五所川原市大字金山字千代鶴 27	0173-29-3620
金木斎場	五所川原市金木町芦野 200-101	0173-52-4142
露草斎苑	五所川原市相内岩井 81-400	0173-62-2110
つがる市役所斎場	つがる市木造下福原篠原 116-9	0173-42-6199
車力斎場	つがる市牛潟町鷺野沢 29-709	0173-56-2892
平川市やすらぎ聖苑	平川市新屋町田川 204-1	0172-57-2119
平川市碇ヶ関斎場	平川市碇ヶ関白沢 241	0172-45-2856
平内町営火葬場	東津軽郡平内町大字小湊字赤明堂 40-2	0177-55-2111
大河平火葬場	東津軽郡今別町大川平地内	0174-35-2001
蟹田地区斎場	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田姥ヶ沢 18	0174-22-3040
今別・三厩地区斎場	東津軽郡外ヶ浜町三厩字算用師地区	0174-37-2858
鰯ヶ沢町斎場	西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字西阿部野 134-38	0173-72-7622
深浦町斎場	西津軽郡深浦町深浦尾上山 205-2	0173-74-3742
大戸瀬斎場	西津軽郡深浦町北金ヶ沢榊原上野 32	0173-76-2978
岩崎斎場・福寿苑	西津軽郡深浦町大字岩崎字寺沢 42-5	0173-77-2990
藤崎町斎場	南津軽郡藤崎町大字藤崎字唐糸 27	0172-75-2189
大鰐町斎場・鶯郷苑	南津軽郡大鰐町大字大鰐字北山 44	0172-48-3411
板柳町斎場	北津軽郡板柳町大字柏木字鴨泊 172-1	0172-77-2226
鶴田町火葬場	北津軽郡鶴田町大字中野字花岡 149	0173-22-2111
中里斎場	北津軽郡中泊町大字中里字龜山 254-25	0173-57-2676
小泊斎場	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山 1157-1	0173-64-2937

備考 津軽及び青森地域の火葬場一覧を記載

10 弘前市町名別人口・世帯数

(市民課、企画課、平成23年9月30日)

町名	世帯数	人口	町名	世帯数	人口	
本町(ホンチヨウ)	204	367	宮川一丁目(ミヤカリ)	64	161	
元長町(モトナガマチ)	16	28	宮川二丁目(ミヤカリ)	190	424	
元大工町(モトダフイマチ)	65	117	宮川三丁目(ミヤカリ)	162	303	
上白銀町(カミシロガネチヨウ)	2	8	堅田一丁目(カタダフ)	31	74	
塩分町(シオワケマチ)	46	84	堅田二丁目(カタダフ)	170	379	
森町(モリチヨウ)	36	77	堅田三丁目(カタダフ)	281	648	
覚仙町(カクセンチヨウ)	48	102	堅田四丁目(カタダフ)	171	428	
在府町(ザイフチヨウ)	240	431	堅田五丁目(カタダフ)	238	601	
相良町(サガラチヨウ)	25	34	3区計		3,279 7,194	
茂森町(シゲモリマチ)	207	423	親方町(オカタマチ)	25	53	
新寺町(シンテラマチ)	455	887	一番町(イハシマチ)	54	83	
新寺町新割町(シンテラマチシンワリチヨウ)	14	24	百石町(ヒヤコクマチ)	72	147	
北新寺町(キタサンテラマチ)	33	65	百石町小路(ヒヤコクマチコウジ)	21	32	
西茂森一丁目(ニシゲモリ)	59	165	鉄砲町(テッポウウマチ)	74	109	
西茂森二丁目(ニシゲモリ)	183	424	上鞘師町(カミサヤシマチ)	77	145	
茂森新町一丁目(シゲモリシシチヨウ)	320	654	下鞘師町(シモサヤシマチ)	24	42	
茂森新町二丁目(シゲモリシシチヨウ)	156	320	元寺町(モトテラマチ)	65	155	
茂森新町三丁目(シゲモリシシチヨウ)	136	349	元寺町小路(モトテラマチコウジ)	23	50	
茂森新町四丁目(シゲモリシシチヨウ)	262	681	下白銀町(シモシロガネチヨウ)	129	242	
南塘町(ナントウチヨウ)	118	179	東長町(ヒガシナガマチ)	81	167	
1区計		2,625	5,419	大浦町(オオウラマチ)	13	28
鍛治町(カジマチ)	16	39	蔵主町(クラヌシマチ)	97	185	
新鍛治町(シンカジマチ)	36	73	長坂町(ナガサカマチ)	109	229	
桶屋町(オケヤマチ)	105	221	笹森町(ササモリチヨウ)	166	337	
銅屋町(ドウヤマチ)	137	249	田茂木町(タモギマチ)	110	237	
南川端町(ミナミカワハタチヨウ)	87	145	禰宜町(ヌイマチ)	99	210	
北川端町(キタカワハタチヨウ)	39	70	亀甲町(カメノコウマチ)	193	453	
土手町(ドテマチ)	217	428	若党町(ワクトウチヨウ)	231	432	
山道町(ヤマミチチヨウ)	55	85	小人町(コビトチヨウ)	128	310	
住吉町(スミヨンチヨウ)	98	170	馬喰町(ハクロチヨウ)	32	54	
松森町(マツモリマチ)	247	436	春日町(カスガチヨウ)	128	274	
楮町(コウジマチ)	61	111	栄町一丁目(サカエマチ)	129	286	
2区計		1,098	2,027	栄町二丁目(サカエマチ)	102	218
和徳町(ワトクマチ)	489	1,064	栄町三丁目(サカエマチ)	160	359	
代官町(ダイカンチヨウ)	92	193	栄町四丁目(サカエマチ)	163	356	
植田町(ウエタマチ)	109	191	西城北一丁目(ニシシヨウホク)	208	471	
緑町(ミドリチヨウ)	15	44	西城北二丁目(ニシシヨウホク)	128	253	
萱町(カヤチヨウ)	42	97	東城北一丁目(ヒガシシヨウホク)	195	470	
上瓦ヶ町(カミカワラゲチヨウ)	13	16	東城北二丁目(ヒガシシヨウホク)	182	402	
中瓦ヶ町(ナカカワラゲチヨウ)	3	5	東城北三丁目(ヒガシシヨウホク)	156	368	
南瓦ヶ町(ミナミカワラゲチヨウ)	18	24	宮園一丁目(ミヤゾノ)	87	215	
北瓦ヶ町(キタカワラゲチヨウ)	15	26	宮園二丁目(ミヤゾノ)	46	117	
坂本町(サカモチ)	34	71	宮園三丁目(ミヤゾノ)	153	346	
山下町(ヤマシタチヨウ)	9	19	宮園四丁目(ミヤゾノ)	475	1,269	
徒町(オカチマチ)	89	181	宮園五丁目(ミヤゾノ)	242	575	
田代町(タシロチヨウ)	22	37	田町一丁目(タマチ)	137	275	
西川岸町(ニシカワキシチヨウ)	14	19	田町二丁目(タマチ)	42	97	
徒町川端町(オカチマチカワハタチヨウ)	33	48	田町三丁目(タマチ)	39	81	
徳田町(トクダチヨウ)	75	179	田町四丁目(タマチ)	260	566	
南柳町(ミナミヤナギチヨウ)	28	48	田町五丁目(タマチ)	86	184	
北柳町(キタヤナギチヨウ)	27	60	八幡町一丁目(ハチマンチヨウ)	90	212	
南横町(ミナミヨコチヨウ)	126	256	八幡町二丁目(ハチマンチヨウ)	137	266	
北横町(キタヨコチヨウ)	122	255	八幡町三丁目(ハチマンチヨウ)	65	172	
茶畠町(チャハタケチヨウ)	73	157	山王町(サンノウチヨウ)	285	562	
堅田(カタダ)	65	206	4区計		5,518 12,094	
野田一丁目(ノダ)	211	443	馬屋町(ウマヤチヨウ)	107	229	
野田二丁目(ノダ)	82	169	鷹匠町(タカシヨウマチ)	110	257	
神田一丁目(カンド)	73	151	新町(アラマチ)	309	648	
神田二丁目(カンド)	5	14	南袋町(ミナミクロマチ)	55	128	
神田三丁目(カンド)	1	2	駒越町(コマコシマチ)	82	119	
神田四丁目(カンド)	47	107	平岡町(ヒラオカマチ)	155	372	
神田五丁目(カンド)	40	94	西大工町(ニシダフイマチ)	155	341	
			袋町(フクロマチ)	92	206	

町名	世帯数	人口	町名	世帯数	人口
五十石町(コヨシコクマチ)	103	196	品川町(シナガワマチ)	285	591
紺屋町(コンヤマチ)	342	769	御幸町(ミユキヨウ)	374	693
城西一丁目(ジヨウセイ)	153	351	大富町(オトミヨウ)	300	567
城西二丁目(ジヨウセイ)	308	649	富野町(トミヨウ)	325	513
城西三丁目(ジヨウセイ)	300	671	文京町(ブンキヨウ)	287	511
城西四丁目(ジヨウセイ)	229	557	富田町(トミタマチ)	305	498
城西五丁目(ジヨウセイ)	242	523	南富田町(ミナミトミタマチ)	341	706
河原町(カワハラ)	53	110	豊原一丁目(トヨハラ)	159	166
南城西一丁目(ミナミジヨウセイ)	161	334	豊原二丁目(トヨハラ)	186	324
南城西二丁目(ミナミジヨウセイ)	205	507	8区計	2,562	4,569
和田町(ワタマチ)	157	304	稔町(ミリヨウ)	377	674
樋の口一丁目(ヒノケチ)	111	280	旭ヶ丘一丁目(アサヒガオカ)	122	271
樋の口二丁目(ヒノケチ)	65	162	旭ヶ丘二丁目(アサヒガオカ)	196	446
茜町一丁目(アカネヨウ)	120	289	緑ヶ丘一丁目(ミドリガオカ)	85	138
茜町二丁目(アカネヨウ)	25	50	緑ヶ丘二丁目(ミドリガオカ)	218	415
茜町三丁目(アカネヨウ)	11	33	緑ヶ丘三丁目(ミドリガオカ)	103	204
5区計	3,650	8,165	清水一丁目(シミズ)	9	28
富田一丁目(トミタ)	83	136	清水二丁目(シミズ)	62	160
富田二丁目(トミタ)	106	198	清水三丁目(シミズ)	97	237
富田三丁目(トミタ)	188	386	若葉一丁目(ワカバ)	145	367
吉野町(ヨシノヨウ)	41	77	若葉二丁目(ワカバ)	194	456
紙漉町(カミススキマチ)	149	267	清水富田(シミズトミタ)	31	85
桜林町(サクラバヤシヨウ)	140	253	小沢(コザワ)	513	1,474
富士見町(フジミヨウ)	595	1,033	坂元(サカモト)	56	158
西ヶ丘町(ニシガオカヨウ)	324	505	悪戸(アト)	224	646
寒沢町(カンザツヨウ)	339	602	下湯口(シヨウグチ)	259	878
桔梗野一丁目(キヨウノ)	300	617	常盤坂一丁目(トキワザカ)	98	262
桔梗野二丁目(キヨウノ)	327	633	常盤坂二丁目(トキワザカ)	58	145
桔梗野三丁目(キヨウノ)	328	664	常盤坂三丁目(トキワザカ)	31	95
桔梗野四丁目(キヨウノ)	131	277	常盤坂四丁目(トキワザカ)	20	42
桔梗野五丁目(キヨウノ)	246	499	大原一丁目(オハラ)	73	154
樹木一丁目(ジュモク)	285	633	大原二丁目(オハラ)	96	224
樹木二丁目(ジュモク)	194	446	大原三丁目(オハラ)	98	269
樹木三丁目(ジュモク)	97	247	桜ヶ丘一丁目(サクラガオカ)	129	291
樹木四丁目(ジュモク)	111	268	桜ヶ丘二丁目(サクラガオカ)	284	665
樹木五丁目(ジュモク)	31	67	桜ヶ丘三丁目(サクラガオカ)	249	607
6区計	4,015	7,808	桜ヶ丘四丁目(サクラガオカ)	322	731
表町(オモテマチ)	76	209	桜ヶ丘五丁目(サクラガオカ)	233	483
大町一丁目(オオマチ)	376	708	清富町(キヨトヨウ)	52	104
大町二丁目(オオマチ)	194	353	大開一丁目(オビラキ)	182	405
大町三丁目(オオマチ)	202	412	大開二丁目(オビラキ)	69	182
駅前町(エキマエヨウ)	187	338	大開三丁目(オビラキ)	171	409
駅前一丁目(エキマエ)	25	58	金属町(キンゾクヨウ)	182	287
駅前二丁目(エキマエ)	112	222	青樹町(アオヨウ)	278	654
駅前三丁目(エキマエ)	71	137	自由ヶ丘一丁目(ジユウガオカ)	208	610
東和徳町(ヒガシシロトケマチ)	134	260	自由ヶ丘二丁目(ジユウガオカ)	21	49
南大町一丁目(ミナミオオマチ)	169	360	自由ヶ丘三丁目(ジユウガオカ)	110	289
南大町二丁目(ミナミオオマチ)	279	486	自由ヶ丘五丁目(ジユウガオカ)	29	29
松ヶ枝一丁目(マツガエ)	16	27	9区計	5,684	13,603
松ヶ枝二丁目(マツガエ)	50	96	撫牛子(ナジヨウシ)	1	2
松ヶ枝三丁目(マツガエ)	51	104	大久保(オオクボ)	333	984
松ヶ枝四丁目(マツガエ)	46	106	津賀野(ツカノ)	177	478
松ヶ枝五丁目(マツガエ)	108	234	百田(モモタ)	89	235
俵元一丁目(タワラモト)	98	212	向外瀬(ムカヒナセ)	63	73
俵元二丁目(タワラモト)	91	195	清野袋(セイワクロ)	3	7
和泉一丁目(ワイスミ)	147	321	撫牛子一丁目(ナジヨウシ)	176	409
和泉二丁目(ワイスミ)	167	360	撫牛子二丁目(ナジヨウシ)	206	529
高崎一丁目(タカサキ)	180	367	撫牛子三丁目(ナジヨウシ)	319	827
高崎二丁目(タカサキ)	74	187	撫牛子四丁目(ナジヨウシ)	30	85
7区計	2,853	5,752	撫牛子五丁目(ナジヨウシ)	62	180
			青山一丁目(アオヤマ)	380	875
			青山二丁目(アオヤマ)	233	607
			青山三丁目(アオヤマ)	239	654
			青山四丁目(アオヤマ)	212	668
			青山五丁目(アオヤマ)	232	676

町名	世帯数	人口	町名	世帯数	人口
清野袋一丁目(セイフクロ)	14	40	清原一丁目(キヨハラ)	153	329
清野袋二丁目(セイフクロ)	72	194	清原二丁目(キヨハラ)	192	434
清野袋三丁目(セイフクロ)	40	108	清原三丁目(キヨハラ)	242	605
清野袋四丁目(セイフクロ)	71	181	清原四丁目(キヨハラ)	212	425
清野袋五丁目(セイフクロ)	1	3	大清水一丁目(オシミズ)	317	802
岩賀一丁目(イカ)	2	6	大清水二丁目(オシミズ)	35	111
岩賀二丁目(イカ)	27	81	大清水三丁目(オシミズ)	147	392
岩賀三丁目(イカ)	6	18	大清水四丁目(オシミズ)	158	382
向外瀬一丁目(ムカトノセ)	31	76	安原一丁目(ヤスハラ)	186	480
向外瀬二丁目(ムカトノセ)	121	322	安原二丁目(ヤスハラ)	177	457
向外瀬三丁目(ムカトノセ)	90	277	安原三丁目(ヤスハラ)	101	255
向外瀬四丁目(ムカトノセ)	64	163	川合(カワイ)	113	297
向外瀬五丁目(ムカトノセ)	90	262	門外一丁目(カドケ)	162	405
10区計	3,384	9,020	門外二丁目(カドケ)	78	212
小比内(サンビナイ)	6	13	門外三丁目(カドケ)	128	331
高田(タカダ)	4	12	門外四丁目(カドケ)	181	470
新里(ニシト)	363	1,057	泉野一丁目(イズミノ)	164	382
福村(フクムラ)	335	809	泉野二丁目(イズミノ)	214	602
福田(フクダ)	73	180	泉野三丁目(イズミノ)	131	383
境関(カカゼキ)	237	620	泉野四丁目(イズミノ)	158	422
川先一丁目(カワキ)	128	279	泉野五丁目(イズミノ)	108	337
川先二丁目(カワキ)	131	289	12区計	8,604	20,400
川先三丁目(カワキ)	331	785	中野一丁目(カナホ)	274	492
川先四丁目(カワキ)	125	303	中野二丁目(カナホ)	360	647
小比内一丁目(サンビナイ)	191	430	中野三丁目(カナホ)	69	174
小比内二丁目(サンビナイ)	79	215	中野四丁目(カナホ)	96	213
小比内三丁目(サンビナイ)	92	238	中野五丁目(カナホ)	303	691
小比内四丁目(サンビナイ)	119	314	城南一丁目(ジョウナン)	507	1,013
小比内五丁目(サンビナイ)	296	776	城南二丁目(ジョウナン)	193	394
豊田一丁目(トヨダ)	71	190	城南三丁目(ジョウナン)	186	440
豊田二丁目(トヨダ)	11	30	城南四丁目(ジョウナン)	238	524
豊田三丁目(トヨダ)	10	27	城南五丁目(ジョウナン)	160	338
福田一丁目(フクダ)	110	282	清水森(シミズモリ)	374	1,004
福田二丁目(フクダ)	27	88	松木平(マツキタ)	287	811
福田三丁目(フクダ)	66	200	小栗山(コグリヤマ)	394	1,098
境関一丁目(カカゼキ)	59	98	原ヶ平(ハラガタ)	509	676
福村一丁目(フクムラ)	33	94	大和沢(オワツワ)	148	427
早稲田一丁目(ワセダ)	264	651	一野渡(イノワタリ)	223	647
早稲田二丁目(ワセダ)	282	738	千年一丁目(チセ)	384	931
早稲田三丁目(ワセダ)	250	588	千年二丁目(チセ)	110	286
早稲田四丁目(ワセダ)	141	292	千年三丁目(チセ)	137	311
扇町一丁目(オカギマチ)	0	0	千年四丁目(チセ)	221	562
11区計	3,834	9,598	原ヶ平一丁目(ハラガタ)	47	127
三岳町(ミタケチヨウ)	202	406	原ヶ平二丁目(ハラガタ)	89	231
北園一丁目(キタヅナ)	163	286	原ヶ平三丁目(ハラガタ)	52	156
北園二丁目(キタヅナ)	241	514	原ヶ平四丁目(ハラガタ)	33	80
学園町(カクエンチヨウ)	198	295	原ヶ平五丁目(ハラガタ)	32	80
松原東一丁目(マツバラヒガシ)	301	696	富士見台一丁目(フジミダ)	223	615
松原東二丁目(マツバラヒガシ)	278	640	富士見台二丁目(フジミダ)	13	33
松原東三丁目(マツバラヒガシ)	237	516	狼森(オイノリ)	183	477
松原東四丁目(マツバラヒガシ)	190	528	館野一丁目(タテノ)	86	223
松原東五丁目(マツバラヒガシ)	324	749	館野二丁目(タテノ)	45	92
松原西一丁目(マツバラニシ)	173	385	山崎一丁目(ヤマザキ)	124	239
松原西二丁目(マツバラニシ)	300	701	山崎二丁目(ヤマザキ)	154	335
松原西三丁目(マツバラニシ)	109	260	山崎三丁目(ヤマザキ)	85	198
大清水(オシミズ)	0	0	山崎四丁目(ヤマザキ)	10	24
門外(カドケ)	1	1	山崎五丁目(ヤマザキ)	28	68
堀越(ホリヨシ)	246	573	13区計	6,377	14,657
広野一丁目(ヒロナ)	309	769	藤代(フジシロ)	11	29
広野二丁目(ヒロナ)	429	1,022	土堂(ツドウ)	168	455
取上一丁目(トリアゲ)	329	725	石渡(イシワタリ)	8	19
取上二丁目(トリアゲ)	344	825	船水(フミズ)	0	0
取上三丁目(トリアゲ)	258	591	町田(マチダ)	0	0
取上四丁目(トリアゲ)	210	496	中崎(ナカザキ)	181	499
取上五丁目(トリアゲ)	405	909	三世寺(サンゼンジ)	267	751
			大川(オカリ)	141	390

町名	世帯数	人口	町名	世帯数	人口
浜の町東一丁目(ハマノマチヒガシ)	200	523	高野(コウヤ)	46	145
浜の町東二丁目(ハマノマチヒガシ)	266	633	館後(タテウシロ)	21	56
浜の町東三丁目(ハマノマチヒガシ)	351	829	国吉(クニヨシ)	200	571
浜の町東四丁目(ハマノマチヒガシ)	137	327	黒土(クツチ)	79	213
浜の町東五丁目(ハマノマチヒガシ)	316	841	吉川(ヨシカワ)	68	223
浜の町西一丁目(ハマノマチニシ)	141	396	桜庭(サクラバ)	105	302
浜の町西二丁目(ハマノマチニシ)	199	480	平山(ヒラヤマ)	25	62
浜の町西三丁目(ハマノマチニシ)	201	535	米ヶ袋(ヨネガフクロ)	21	67
石渡一丁目(イワタリ)	74	187	中野(カナワ)	54	167
石渡二丁目(イワタリ)	128	303	中畠(カナハタ)	99	282
石渡三丁目(イワタリ)	218	503	番館(バンダーテ)	67	194
石渡四丁目(イワタリ)	169	434	東目屋地区 計		785 2,282
石渡五丁目(イワタリ)	30	81	蒔苗(マカナエ)	211	631
藤代一丁目(フジシロ)	151	373	富栄(トミヤエ)	216	660
藤代二丁目(フジシロ)	235	453	細越(ホソコエ)	60	198
藤代三丁目(フジシロ)	181	448	折笠(オリカサ)	119	309
藤代四丁目(フジシロ)	74	199	宮館(ミヤグア)	76	254
藤代五丁目(フジシロ)	16	36	中別所(ナカベッショ)	283	777
外瀬一丁目(トノセ)	122	353	弥生(ヨイ)	48	132
外瀬二丁目(トノセ)	4	12	船沢地区 計		1,013 2,961
浜の町北一丁目(ハマノマチキタ)	86	237	元薬師堂(モトヤクドウ)	21	49
浜の町北二丁目(ハマノマチキタ)	0	0	独狐(トッコ)	388	995
船水一丁目(フナミズ)	9	17	前坂(マエザカ)	119	374
船水二丁目(フナミズ)	6	14	高杉(タカシマ)	733	1,931
船水三丁目(フナミズ)	109	286	糠坪(カヌヅボ)	114	393
町田一丁目(マチダ)	44	122	高杉地区 計		1,375 3,742
町田二丁目(マチダ)	87	224	檜木(ハラノキ)	201	606
町田三丁目(マチダ)	35	93	鬼沢(オニザワ)	497	1,491
八代町(ヤシロマチ)	91	257	貝沢(カイザワ)	84	247
藤内町(トウナイマチ)	83	232	大森(オオモリ)	270	699
14区 計		4,539 11,571	十面沢(トツラザワ)	192	533
城東一丁目(ジヨウタウ)	223	435	十腰内(トコシナイ)	294	880
城東二丁目(ジヨウタウ)	126	232	裾野地区 計		1,538 4,456
城東三丁目(ジヨウタウ)	234	531	青女子(アオガ)	372	1,051
城東四丁目(ジヨウタウ)	317	655	種市(タネイチ)	226	705
城東五丁目(ジヨウタウ)	377	763	小友(オトモ)	417	1,235
外崎一丁目(トノキ)	186	377	三和(ミツ)	478	1,178
外崎二丁目(トノキ)	181	441	笛館(サクタ)	126	376
外崎三丁目(トノキ)	102	224	新和地区 計		1,619 4,545
外崎四丁目(トノキ)	100	252	石川(イシカワ)	744	2,075
外崎五丁目(トノキ)	122	292	小金崎(コガネキ)	31	86
城東中央一丁目(ジヨウタウチュウオウ)	283	540	大沢(オオザワ)	418	1,231
城東中央二丁目(ジヨウタウチュウオウ)	179	322	乳井(ニユウイ)	228	699
城東中央三丁目(ジヨウタウチュウオウ)	379	787	薬師堂(ヤクシドウ)	170	517
城東中央四丁目(ジヨウタウチュウオウ)	298	589	小金崎一丁目(コガネキ)	59	174
城東中央五丁目(ジヨウタウチュウオウ)	120	264	石川地区 計		1,650 4,782
稻田一丁目(イタダ)	205	375	出張所地区 計		7,980 22,768
稻田二丁目(イタダ)	177	394			
城東北一丁目(ジヨウタウキタ)	168	371			
城東北二丁目(ジヨウタウキタ)	207	486			
城東北三丁目(ジヨウタウキタ)	237	520			
城東北四丁目(ジヨウタウキタ)	31	51			
高田一丁目(タカダ)	251	602			
高田二丁目(タカダ)	238	564			
高田三丁目(タカダ)	0	0			
高田四丁目(タカダ)	34	70			
高田五丁目(タカダ)	145	287			
末広一丁目(スエヒロ)	0	0			
末広二丁目(スエヒロ)	68	171			
末広三丁目(スエヒロ)	3	7			
末広四丁目(スエヒロ)	197	452			
末広五丁目(スエヒロ)	79	167			
田園一丁目(デンエン)	189	471			
田園二丁目(デンエン)	86	214			
田園三丁目(デンエン)	112	304			
田園四丁目(デンエン)	184	525			
田園五丁目(デンエン)	44	116			
21区 計		5,882 12,851			
本庁地区 計	63,904	144,728			

町名	世帯数	人口	町名	世帯数	人口
駒越(コマコシ)	215	610	湯口(ユケチ)	210	646
真土(マツチ)	87	267	黒滝(クロタキ)	111	330
龍ノ口(タキノクチ)	54	160	五所(ゴ・ショ)	153	486
鳥井野(トリイノ)	185	552	水木在家(ミズキザ・イケ)	71	236
如来瀬(ニヨライセ)	106	336	紙漉沢(カミスキザ・ワ)	146	485
兼平(カヒラ)	178	559	坂市(サカイチ)	83	196
一町田(イッチヨウダ)	330	983	藤沢(フジ・サワ)	48	163
熊嶋(クマジマ)	237	622	相馬(ソウマ)	160	497
高屋(タカヤ)	395	1,104	大助(オオスケ)	38	137
賀田一丁目(ヨシタ)	103	278	藍内(アケイ)	27	68
賀田二丁目(ヨシタ)	103	277	沢田(サワタ)	11	31
賀田(ヨシタ)	81	237	鼎(スバル)	113	319
八幡(ヤハタ)	138	412	相馬地区 計	1,171	3,594
鼻和(ハワ)	151	466			
五代(ゴ・ダ・イ)	336	1,010			
宮地(ミヤジ)	177	595			
新岡(ニイガ)	161	526			
葛原(クズハラ)	118	367			
新法師(シンボウシ)	76	262			
高岡(タカオカ)	58	206			
百沢(ヒヤクザ・ワ)	622	1,227			
常盤野(トキワノ)	80	245			
横町(ヨコマチ)	28	87			
愛宕(アタゴ)	121	344			
岩木地区 計	4,140	11,732	市 全 計	77,195	182,822

11 例規・様式等

(1) 弘前市国民保護協議会条例

(企画課、平成23年4月)

平成18年6月30日

弘前市条例第237号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、弘前市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

2 法第40条第6項の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(弘前市報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正)

2 弘前市報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。
(次のように略)

(2) 弘前市国民保護対策本部及び弘前市緊急対処事態対策本部条例

(企画課、平成23年4月)

平成18年6月30日

弘前市条例第238号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、弘前市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び弘前市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を統括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき他の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 対策本部の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関する必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、弘前市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 弘前市国民保護協議会委員

(企画課、平成23年4月)

区 分	所属機関名	職 名
長 市町村長	弘前市	市 長
1 指定地方行政機関の職員	東北地方整備局青森河川国道事務所	所 長
2 自衛隊に所属する者	陸上自衛隊弘前駐屯地第39普通科連隊	連隊長
3 都道府県の職員	中南地域県民局地域整備部	部 長
	弘前警察署	署 長
5 市町村の助役	弘前市	副市長
6 市町村の教育長	弘前市教育委員会	教育長
7 消防長又はその指名する消防吏員	弘前地区消防事務組合	消防長
8 市町村の職員	弘前市	企画部長
9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	東日本電信電話株式会社	弘前支店長
	東日本旅客鉄道株式会社	津軽地区長
	東北電力株式会社	弘前営業所長
	青森放送株式会社	弘前支社長
	株式会社青森テレビ	弘前支社長
	青森朝日放送株式会社	弘前支社長
	弘前ガス株式会社	取締役社長
	社団法人青森県トラック協会	弘前支部長
	弘南バス株式会社	代表取締役
	株式会社エフエム青森	弘前支局長
	弘南鉄道株式会社	代表取締役社長
	弘前市町会連合会	会 長
20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 国民保護のための措置に関する知識 又は経験を有する者	弘前市議会	総務常任委員長
	弘前市議会	厚生常任委員長
	弘前市議会	経済文教常任委員長
	弘前市議会	建設常任委員長
	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	会 長
	弘前市連合婦人会	副会長
	弘前市赤十字奉仕団	委員長
	アップルウェーブ株式会社	専務取締役
	社団法人弘前市医師会	副会長
	弘前市民生委員児童委員協議会	副会長
	弘前建設業協会	協会長
	弘前地区婦人防火クラブ連絡協議会	監 事
	弘前市消防団	団 長
	津軽広域水道企業団	事務局長

(4) 特殊標章等

ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抄）

（企画課、平成23年4月）

平成16年 6月18日法律第112号
改正 平成18年12月22日法律第118号

（特殊標章等の交付等）

第158条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章（第1追加議定書第66条3の国際的な特殊標章をいう。次項及び第3項において同じ。）又は身分証明書（同条3の身分証明書をいう。次項及び第3項において同じ。）をみだりに使用してはならない。

2 次の各号に掲げる者（以下この項において「指定行政機関長等」という。）は、武力攻撃事態等においては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの（指定行政機関長等の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。）又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

- 一 指定行政機関の長 当該指定行政機関の職員
- 二 都道府県知事 当該都道府県の職員（次号及び第五号に定める職員を除く。）
- 三 警視総監及び道府県警察本部長 当該都道府県警察の職員
- 四 市町村長 当該市町村の職員（次号及び第六号に定める職員を除く。）
- 五 消防長 その所轄の消防職員
- 六 水防管理者 その所轄の水防団長及び水防団員

3 指定公共機関又は指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、第1項の規定にかかわらず、当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。）若しくは当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、あらかじめ、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長の、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事の許可を受けて、特殊標章又は身分証明書を使用することができる。

イ 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（抄）

（企画課、平成23年4月）

平成17年8月2日

閣副安危第321号

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

（略）

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

（1）交付等の対象者

・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その所轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③（ア）及び⑤（ア）に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

④ 市町村長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤（ア）及び⑥（ア）に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑤ 消防長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者

- (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（2）交付等の手続、方法等

・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

- (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
- (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申

申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、許可権者が作成して交付するものとする。

- (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者(当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。)又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるとときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
 - ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれかを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力をを行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
 - ・許可権者は、申請書の保管、特殊表彰等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。)の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
 - ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上に向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色(CMYK値:C-0、M-100、K-0、RGB値:#FFA500)を、青色の正三角形の部分については青色(CMYK値:C-100、M-100、Y-0、K-0、RGB値:#0000FF)を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されるができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとすることが望ましい。
- ・対象者を識別するために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所有者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、○○省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真的標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章(公印)が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること(いずれも印刷されたもので差し支えない。)。
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力

攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

(ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。

・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。

・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の制服に関する規定の見直し等を行うものとする。

・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

赤十字
特 殊

交付
申請書
使用許可

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
-----------------------	-----------------------

申請者の連絡先

住所：〒

写真

縦4×横3cm

(身分証明書の交付又は
使用許可の場合のみ)

電話番号：

E-mail：

識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)

身長： cm 眼の色：

頭髪の色： 血液型： (Rh因子)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等

(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)

資格：

証明書番号： 交付等の年月日：

有効期間の満了日：

返納日：

特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

証明書番号	氏名（漢字）	氏名（ローマ字）	生年月日	資格	交付等の年月日	有効期間の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考

(表面)

 (この証明書を交付等 する許可権者の名を 記載するための余白)	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名 / Name 生年月日 / Date of birth	
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>	
交付等の年月日 / Date of issue 許可権者の署名 / Signature of issuing authority	証明書番号 / No. of card 有効期間の満了日 / Date of expiry

(裏面)

身長 / Height	眼の色 / Eyes	頭髪の色 / Hair
その他の特徴又は情報 / Other distinguishing marks or information:		
血液型 / Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印 章 / Stamp	所持者の署名 / Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74 ミリメートル、縦105 ミリメートル))

(5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令

(企画課、平成23年4月)

平成16年12月20日厚生労働省令第170号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第17条第3項(第52条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第17条第3項(第52条において準用する場合を含む。)の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第1から別記様式第3まで及び別記様式第4のとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(ア) 様式第1

収用第 号	公 用 令 書				
	氏名 住所				
第81条第2項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第81条第4項 の規定 第183条において準用する第81条第2項 第183条において準用する第81条第4項					
に基づき、次のとおり物資を収用する。					
(理由)					
年 月 日	処分権者 氏名 印				
収容すべき物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(イ) 様式第2

保管第 号	公 用 令 書				
	氏名 住所				
第81条第3項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第81条第4項 の規定 第183条において準用する第81条第3項 第183条において準用する第81条第4項					
に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。					
(理由)					
年 月 日	処分権者 氏名 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(ウ) 様式第3

使用第 号

公用令書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第82条

の規定

第183条において準用する第82条

に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年月日

処分権者 氏名

印

名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(エ) 様式第4

取消第 号

公用取消令書

氏名

住所

第81条第2項

第81条第3項

第81条第4項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第82条

の規定

第183条において準用する第81条第2項

第183条において準用する第81条第3項

第183条において準用する第81条第4項

第183条において準用する第82条

に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護

のための措置に関する法律施行令 第16条

の規定により、これを交付する。

第52条において準用する第16条

(取り消した処分の内容)

年月日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(6) 安否情報関係

ア 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（抄）

（企画課、平成23年4月）

平成17年3月28日総務省令第44号

改正 平成18年3月31日総務省令第50号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第25条第2項及び第26条第4項（これらの規定を同令第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）

第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。（安否情報の報告方法）

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。（安否情報の照会方法）

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを持ちし、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を持ちし、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書の場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日総務省令第50号）（抄）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号 （第1条関係）

様式第2号 （第1条関係）

様式第3号 （第2条関係）

様式第4号 （第3条関係）

様式第5号 （第4条関係）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年　月　日		
④ 男女の別	男	女	
⑤ 住所（郵便番号を含む。）			
⑥ 国籍	日本	その他（ <input type="text"/> ）	
⑦ その他個人を識別するための情報			
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷	非該当	
⑨ 負傷又は疾病の状況			
⑩ 現在の居所			
⑪ 連絡先その他必要情報			
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない		
備考			

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名		
② フリガナ		
③ 出生の年月日	年 月 日	
④ 男女の別	男	女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）		
⑥ 国籍	日本	その他（　　）
⑦ その他個人を識別するための情報		
⑧ 死亡の日時、場所及び状況		
⑨ 遺体が安置されている場所		
⑩ 連絡先その他必要情報		
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	
備考		

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時 年 月 日 時 分
 市町村名 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供にかかる希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

		年　月　日	
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		申請者 住所(居所) 氏名	
<p>下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。</p>			
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備考			
被照会者を特定するためには必要な事項	氏名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男女の別		
	住所		
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他()
	その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認			
※ 備考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

殿	年　月　日		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)			
年　月　日　付けて照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
被照会者	避難住民に該当するか否かの別		
	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
	氏　名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男　女　の　別		
	住　所		
	国　籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他（　　）
	その他個人を識別するための情報		
	現　在　の　居　所		
負傷又は疾病の状況			
連絡先その他必要情報			

- 備考
- 1 その用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄には元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

イ 安否情報の収集及び提供に係る留意事項

(企画課、平成23年4月)

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（通知）（抄）

消防国第13号

平成18年4月3日

第一 安否情報の収集方法について

地方公共団体の長は、やむを得ない場合を除き、避難住民及び負傷した住民の安否情報については様式第1号の収集様式により、死亡した住民の安否情報については様式第2号の収集様式により情報を収集することとする。その際、別紙3の記入例を参考とし、適切に安否情報が収集できるよう住民に対し周知等を行うものとする。

この場合、負傷した住民については病院等、死亡した住民については警察等の積極的な協力を得て、情報を収集することとし、予め、地方公共団体の長、病院、警察との間において、連携方策について、十分協議しておくことが適当である。

第二 安否情報の照会における照会者の本人確認について

(1) 安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。

(2) ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電子メール、ファックス、電話等の方法により照会があった場合においては、回答する主体となる総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法により本人確認を行うことができることとする。

具体的には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4情報」という。）について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより、本人確認を行うことが適当である。

(3) (2)の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報省令第3条第3項及び個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照合を行うこととする。

(4) なお、これらの本人確認には相当の時間と事務負担を要することから、(1)の方法により窓口において照会することを原則とし、その旨住民に周知を図るものとする。

第三 安否情報の提供について

総務大臣は都道府県知事から報告を受けた安否情報を、全ての都道府県知事及び市町村の長が安否情報の照会に回答することを可能にするため、安否情報システムを活用し、照会に対する回答に必要な情報を都道府県及び市町村の長に対し提供を行うこととする。

第四 その他の留意すべき事項について

(1) 安否情報システムの構築について

消防庁においては、安否情報の収集及び提供を効率的に行うため、平成18年度において安否情報システムを構築し、平成19年度より運用を開始する予定である。そのため、平成18年度中の運用については、既存の通信手段・方法を用いて行うものとする。

このため、安否情報システムの構築が前提となっている安否情報省令第5条については、施行期日を平成19年4月1日としている。

(2) 安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受について

安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受については、今回、「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）」を改正し「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」に基づき、電子情報処理組織を使用して行うこととした。併せて、安否情報システムについては、セキュリティ対策を十分に講じることとしていることから、個人情報保護条例におけるいわゆる「オンライン禁止規定」には当たらないと考えられる。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（2000年3月24日15時30分）

① 氏名	ショウボウ タロウ
② フリガナ	SYOUBO TARO
③ 出生の年月日	1980年8月5日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	100-8927 東京都千代田区霞ヶ関〇〇
⑥ 国籍	日本 <input checked="" type="checkbox"/> その他(〇〇〇)
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	<input checked="" type="checkbox"/> 負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	重傷（左足を骨折 全治2ヶ月）
⑩ 現在の居所	〇〇病院（千代田区虎ノ門〇〇）
⑪ 連絡先その他必要情報	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	<input checked="" type="checkbox"/> 同意する 同意しない
備考	

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（2000年3月24日15時30分）

① 氏名	消防 花子
② フリガナ	ショウボウ ハナコ
③ 出生の年月日	1980年7月29日
④ 男女の別	男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	100-8927 東京都千代田区霞ヶ関〇〇
⑥ 国籍	<input checked="" type="checkbox"/> 日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	200年3月23日〇駅ホーム爆発で死亡
⑨ 遺体が安置されている場所	〇〇病院（千代田区虎ノ門〇〇）
⑩ 連絡先その他必要情報	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	<input checked="" type="checkbox"/> 同意する 同意しない
備考	

⑪の同意回答者名	消防 次郎	連絡先	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
同意回答者住所	東京都千代田区霞ヶ関〇〇	続柄	父

<記入要領>

(様式第1号、様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未掲載の国にあっては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

ウ 安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン(抄)

(企画課、平成23年4月)

平成20年4月4日 消防運第10号

改正 平成20年4月4日 番号なし通知

改正 平成20年8月22日 事務連絡

改正 平成22年6月2日 消防運第44号

第1 はじめに

1 本ガイドラインの趣旨

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年6月18日法律第112号、以下、「国民保護法」という。）第94条から第96条までに規定される安否情報関係の立法趣旨は、「家族がその近親者の運命を知る権利」（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書I）を満たすことである。また、総務大臣及び地方公共団体の長は、国民からの安否情報の照会に対し回答を行う場合において、個人の情報の保護に十分留意しなければならないとされている（国民保護法第95条第2項）。

本ガイドラインは、地方公共団体が国民保護法に基づいて安否情報事務を行う際の基準となるものであり、当該事務の効率的な運用のために開発された「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（通称「安否情報システム」。以下、「システム」という。）を利用した安否情報事務について説明するものである。

国民保護法に基づき行う安否情報事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。

2 本ガイドラインが対象とする安否情報事務の主体

本ガイドラインが対象とする安否情報事務の主体は、①市町村（特別区は、市とみなす。以下、同じ。）の長、②都道府県の知事、③総務大臣（消防庁）であり、これらの機関の職員が安否情報事務を行う際には、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、各機関の国民保護計画に定めるところにより、適切に安否情報事務を行う必要がある。（以下略）

第2 用語の定義等

1 安否情報

「安否情報」とは、「避難住民及び武力攻撃災害（緊急対処事態の場合は緊急対処事態における災害。以下、同じ。）により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものと含む。）の安否に関する情報」である。これらの者以外の行方不明者や連絡不明者等は安否情報に対象としていることや、連絡不明者については民間のサービスの活用も有効であることについて、照会先窓口案内やインターネット等において国民によく周知をしておく必要がある。

安否情報は、個人の生死及び負傷の程度に関する状態、避難住民の所在等の安否に関する情報であり、氏名、性別等の個人を識別するための情報を含むものである。また、市町村長が安否情報を収集する対象者は、当該市町村の住民及び当該市町村の住民以外で当該市町村の区域にある避難住民及び武力攻撃災害による死傷者であり、日本人であるか外国人であるかを問わない。

2 本人の同意

個人情報の保護に関する法令においては、個人情報の目的外利用や個人データの第3者提供の場合には、原則として本人の同意を得ることを求めている。

国民保護法における安否情報事務においては、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）」で定められた様式（以下、「省令様式」という。）により照会に対する回答又は公表に対する、本人の同意を確認することとしている。

なお、照会に対する回答又は公表以外の個人情報の利用については、「国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部での利用がある」と記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託することがある旨を省令様式に記載することにより明らかにしており、本人から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られているものとして取り扱う。

3 避難住民

市町村長は、国民保護法第54条第2項に規定する避難の指示を伝達したときは、同法第62条第1項の規定により同法第148条第1項の避難施設又は同法第75条第1項の収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民についての安否情報を収集し、及び整理するよう努めなければならないとされている。

また、同法第54条第6項（同法第58条第6項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を受け入れた市町村長は、当該市町村の区域内に所在する同法第148条第1項の避難施設及び同法第75条第1項の収容施設に滞在する避難住民について、同法施行令第23条第1項の市町村長と協力して、安否情報を収集し、及び整理するよう努めなければならないとされている。

このほか、市町村長は、当該市町村の住民が避難住民となったこと又は当該市町村の区域内に避難住民が滞在していることを知ったときは、安否情報を収集し、及び整理するよう努めなければならないとされている。当該市町村の住民であるか否かを問わず、また、日本人であるか外国人であるかを問わない。

4 負傷住民

「負傷住民」とは、「当該市町村の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内にある者を含む。）」のことをいう。日本人であるか外国人であるか否かを問わない。

負傷住民に関する情報の収集は、災害現場においてトリアージを行った時点の情報ではなく、医療機関搬送後、入院等により居所が確定した時点の情報について行うものとする。

5 死亡住民

「死亡住民」とは、「当該市町村の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡したものと含む。）」のことをいう。日本人であるか外国人であるかを問わない。

死亡住民に関する情報の収集は、死亡が確認され、遺体収容するに至った時点の情報について行うものとする。

6 関係機関

市町村長及び都道府県知事以外に安否情報を保有する関係機関は、市町村長及び都道府県知事が行う安否情報の収集に協力するよう努めることとされている。このような関係機関としては、警察、消防、医療機関等が想定される。

都道府県知事は、必要に応じて安否情報を収集するほか、都道府県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。関係機関と協力した安否情報の収集が円滑になれるよう、あらかじめ協力体制等を協議しておくことが望ましい。

第3 システムの概要

(略)

第4 安否情報の収集・整理・報告

1 避難住民・負傷住民に関する安否情報の収集

- (1) 避難住民に関する安否情報の収集時期
- (2) 負傷住民に関する安否情報の収集時期
- (3) 収集する安否情報の内容とシステム入力の留意事項

2 死亡住民に関する安否情報の収集

- (1) 安否情報の収集時期
- (2) 収集する安否情報の内容とシステム入力の留意事項

3 安否情報の収集方法

4 安否情報の整理

5 安否情報の報告

- (1) 安否情報の報告時期
- (2) 安否情報の報告方法

第5 安否情報の提供

1 安否情報の提供のための情報共有及び安否情報の提供主体

- (1) 安否情報の提供のための情報共有
- (2) 安否情報の提供主体

2 安否情報の照会方法

- (1) 省令様式による照会
- (2) 省令様式以外の方法による照会

3 本人確認及び被照会者の特定

- (1) 書類の提示による本人確認
- (2) 書類の提示による確認以外の方法による確認
- (3) 被照会者の特定

4 安否情報の回答

- (1) 行政側が保有する情報であるか否かの回答
- (2) 避難住民・負傷住民・死亡住民の該当又は非該当に関する回答の判断
- (3) その他の安否情報の回答の判断
- (4) 安否情報の公表の考え方
- (5) 安否情報の回答方法
- (6) 外国人に関する情報

(7) 火災・災害等即報要領等
ア 火災・災害等即報要領 (抄)

(企画課、平成23年4月)

昭和59年10月15日
消防災第267号 消防庁長官
改正 平成20年9月消防応第166号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

- イ 被災地公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。（略）

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係わる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用い多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したものの

3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準 (略)

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報 (略)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)と同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

1 第1号様式（火災） (略)

2 第2号様式（特定の事故） (略)

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

4 第4号様式（災害即報） (略)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	年 月 日 時 分 (年 月 日 時 分)	覚知方法		
事 故 の 概 要				
死 傷 者 等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	重 傷	人 (人)	
	不明 人	中等傷	人 (人)	
	軽 傷	人 (人)		
救 助 活 動 の 要 否				
要 救 護 者 数 (見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その 他 参 考 事 項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）。

イ 被災情報の報告様式

(知事への報告様式)

(企画課、平成23年4月)

年 月 日に発生した○○○による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
弘 前 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日 時 分

(2) 発生場所

(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他	
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊		
			重 傷	軽 傷				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年 月 日	性 別	年 齡	概 况

(注) 緊急対処事態における被災情報の報告もこの様式による。

(8) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(企画課、平成23年4月)

平成16年9月17日 厚生労働省告示第343号

改正 平成18年3月31日 厚生労働省告示第283号

改正 平成22年3月31日 厚生労働省告示第137号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

(救援の程度及び方法)

- 第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第10条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。
- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、その長)は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

- 第2条 法第75条第1項第1号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民(法第52条第3項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円(冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次ぎに掲げるところによること。
- (1) 一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,387,000円以内とすること。
- (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用してしやすい構造及び設置を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮をする複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成16年法律第110号)第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,387,000円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給)

- 第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他のによる食品の給与

- イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。
- ハ 炊き出しその他のによる食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次ぎに掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次ぎに掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円
冬季	28,600円	37,000円	51,600円	60,400円	75,900円	10,400円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 医療の提供
 - イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
 - ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。
 - ハ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
- 二 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は、協定料金の額以内とすること。
- 三 助産
 - イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
 - ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
 - ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号の定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺(附属品を含む。)
- ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- ハ 骨つぼ及び骨箱

- 三 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり500,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失し又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中學部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定期制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定期制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次ぎに掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - ロ 文房具
 - ハ 通学用品

- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができる。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

- 二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

(3) 救護班において検案をできない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の搜索及び救出

ニ 死体の搜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(9) 動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(企画課 平成23年4月)

平成17年8月31日 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
農林水産省生産局畜産部畜産企画課

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や資料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。

- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。

- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

(10) 参考法令等一覧

(企画課、平成23年4月)

- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法)
平成15年6月13日 法律第79号
- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令
平成15年6月13日 政令第252号
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)
平成16年6月18日 法律第112号
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
平成16年9月15日 政令第275号
- 国民の保護に関する基本指針
平成17年3月25日 閣議決定
- 赤十字標章等及び特殊標章等に係わる事務の運用に関するガイドライン
平成17年8月2日 閣副安危第321号
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による处分に係る公用令書等の様式を定める省令
平成16年12月20日 厚生労働省令第170号
- 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令
平成17年3月28日 総務省令第44号
- 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について
平成18年4月3日 消防国第13号
- 安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン
平成20年4月4日 消防運第10号
- 火災・災害等即報要領
昭和59年10月15日 消防災第267号
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
平成16年9月17日 厚生労働省告示第343号
- 動物の保護等について地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方
平成17年8月31日 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課
- 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
平成16年6月18日 法律第114号
- 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律
平成19年4月27日 法律第32号
- 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)
平成16年9月3日 公布及び告示(条約第12号及び外務省告示第579号)
- 消防法
昭和23年7月24日 法律第186号
- 警察官職務執行法
昭和23年7月12日 法律第136号
- 自衛隊法
昭和29年6月9日 法律第165号
- 災害対策基本法
昭和36年11月15日 法律第223号

弘前市国民保護計画資料編

平成21年1月 作成

平成24年3月 変更

発行 弘前市企画部企画課

弘前市大字上白銀町1番地1

電話 0172-35-1123

